

(素案)

第3次徳島市環境基本計画

兼第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま
～将来世代とともに 希望あふれる未来を目指して～

徳島市

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的と位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の主体	5
6 計画とSDGsとの関わり	5
第2章 環境の現況と特性・課題	7
1 徳島市の概況	8
2 生活環境	11
3 自然環境	15
4 快適環境	16
5 地球環境	18
6 循環型社会	20
7 環境学習・環境保全活動	21
8 市民・事業者の意識（アンケート調査結果）	22
9 環境施策の実施状況	29
第3章 計画の目標	31
1 目指す環境像	32
2 基本目標及び施策の展開	33
3 基本目標と基本施策	34
4 計画の体系	35

第4章 施策の展開	37
基本目標 1 地球市民として低炭素型社会を目指すまち	38
基本目標 2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち	46
基本目標 3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち	50
基本目標 4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち	56
基本目標 5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち	62
第5章 施策の推進	67
1 計画の推進体制	68
2 計画の進行管理	69
参考資料	71
1 策定経過	72
2 策定体制	73
3 徳島市環境基本条例	79
4 環境基準等	84
5 用語解説	91

環境基本計画の構成

本計画は、次のように構成しています。

第1章 計画策定の考え方

今日の環境問題や本市の置かれている環境の現状、並びに第2次計画などにより進めてきた取組みの実績を踏まえ、環境の保全及び創造に関する計画の枠組みを定めています。

第2章 環境の現況と特性・課題

対象とする環境についての情報の収集・整理結果及び環境に対する市民・事業者意識の把握結果を踏まえて、本市の環境の現況とその特性・課題を整理しています。

第3章 望ましい環境像と基本目標

本市が目指すべき目指す環境像を設定するとともに、その実現に必要な目標を設定しています。

第4章 目標達成のための施策展開

望ましい環境の将来像を実現するために、基本目標ごとに取組みの方向や方針、具体的な取組み内容を示すとともに、進捗状況を評価する定量目標を示しています。

第5章 計画の推進

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめています。

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、自動車交通の増大による大気汚染や騒音公害、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大、自然の豊かさの消失等の身近な問題から、地球温暖化による気候変動といった、地球規模の問題に至るまで多岐に渡ります。これらの問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動やライフスタイルが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性のみならず人類にとって深刻な問題となっています。

こうした今日の環境問題に対処し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があることから、平成14年10月に「徳島市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を、平成22年12月に第2次計画を策定しました。この計画では、目指すべき環境の将来像を「みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま」とし、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「第2次徳島市環境基本計画」の計画期間が令和2年度で満了を迎えたことに加え、東日本大震災以降のエネルギー政策の見直しや、COP21におけるパリ協定の採択、循環型社会の構築、気候変動への適応等、環境に関する社会動向の急激な変化に対応を図っていくため、第3次徳島市環境基本計画を策定するものです。

徳島市環境基本条例第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。
 - 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの施策、事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的と位置づけ

本計画は、徳島市環境基本条例第8条に定められた徳島市（以下、「本市」という。）の環境の保全に関する総合的かつ計画的な政策の指針となるもので、本市の計画の体系の中では、徳島市まちづくり総合ビジョンで掲げる本市の将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置付けられます。

また、本市が実施する環境の保全と創造に関する計画や施策だけではなく、環境に影響を及ぼす施策や事業についても、この計画の基本的な考え方や方向性に沿って実施するものとします。

さらに、市の施策とともに、市民や事業者等の方々及び市の役割や行動指針を示した計画とします。

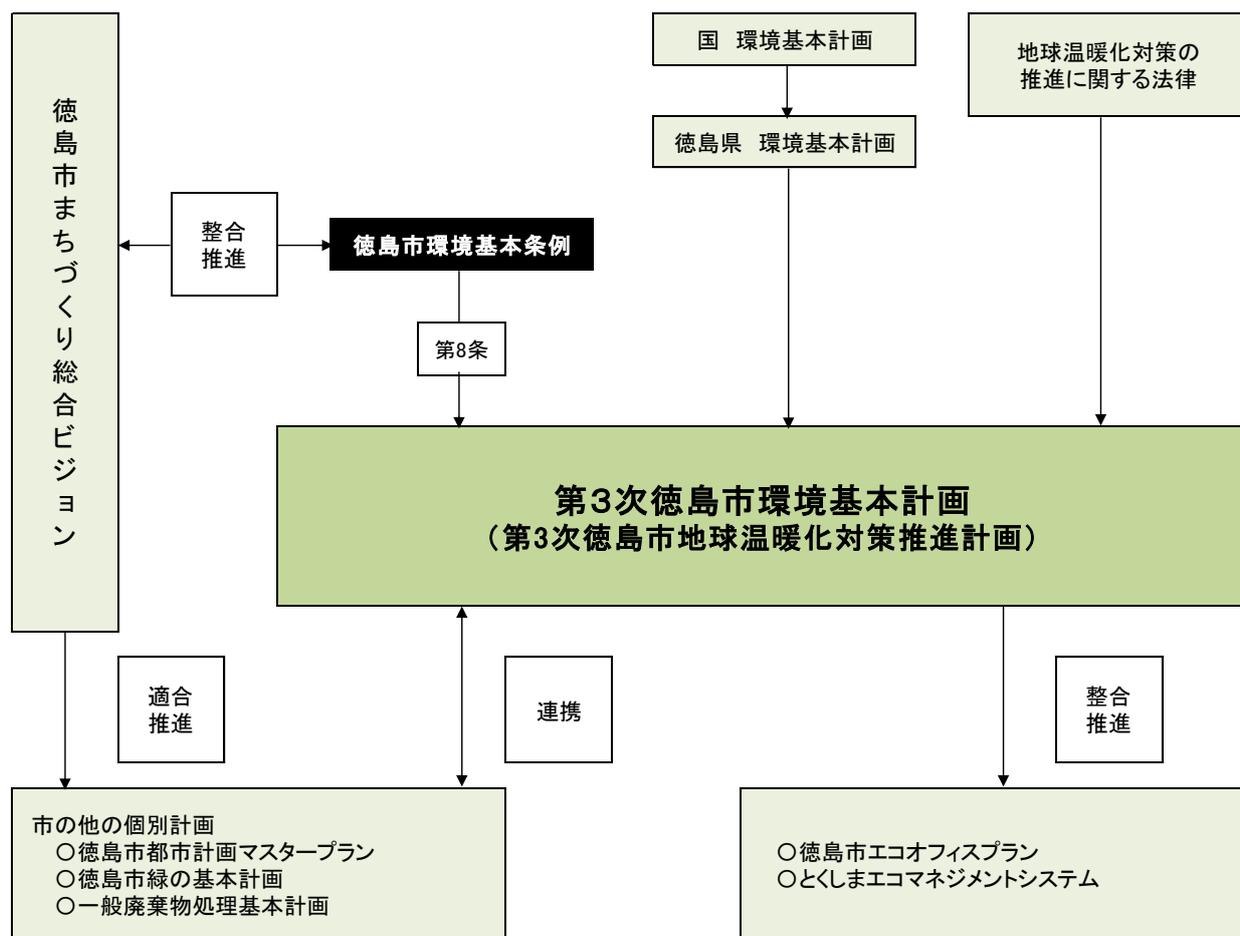


図1 環境関連計画との関係

3 計画の対象

- (1) 対象とする地域は、徳島市全域とします。
- (2) 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

条例の指針	環境範囲	環境の要素
大気、水、土壌等を良好な状態に維持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること。	生活環境	水質、大気、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること。	自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観など
人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること。	快適環境	土地利用、都市環境、緑化など
資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること。	地球環境	地球温暖化、省エネルギー、廃棄物など

4 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の計画期間を2021年度から2030年度までとします。なお、市の環境や社会情勢、地球温暖化対策に関する世界的な潮流に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

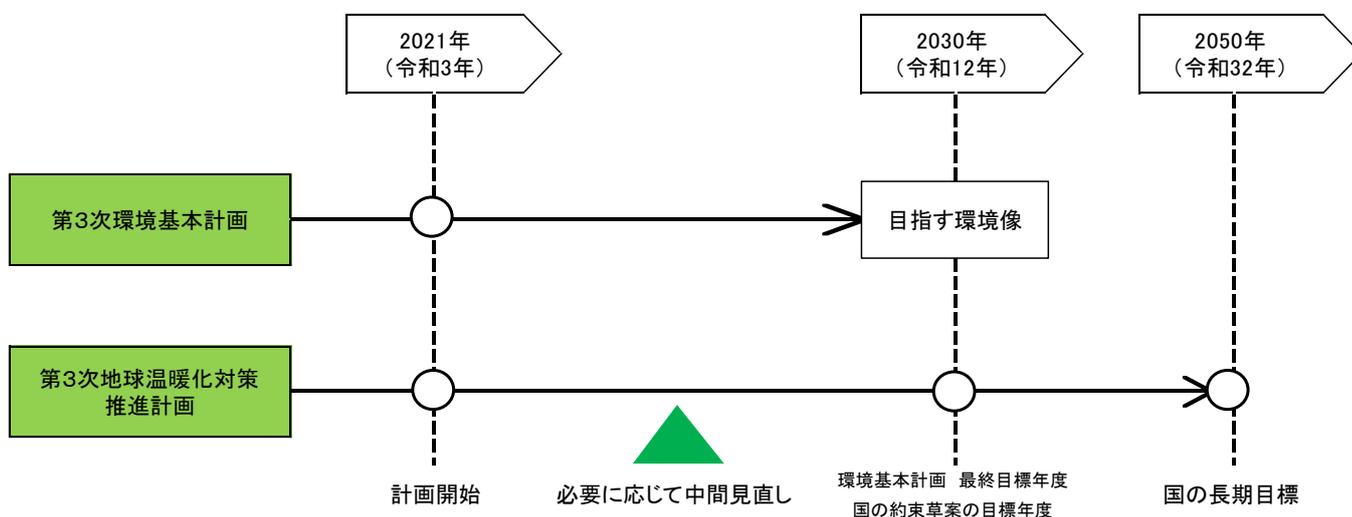


図2 本計画の計画期間

5 計画の主体

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念の実現は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者とともに、環境に配慮した取組みを進めていくことが求められます。

本計画では、徳島市環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して取組みを進めていきます。

市民の役割

日常生活に伴う環境負荷を意識し、廃棄物の抑制、省エネルギー行動など、環境負荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力します。



事業者の役割

事業活動に伴う環境負荷を意識し、公害の防止や自然環境の保全、廃棄物の抑制や省エネルギー行動など、環境負荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力します。

市の役割

自然的・社会的条件に応じた環境の保全・創造に関する施策を実施します。

また、一事業者として、環境負荷の低減を率先して進めます。

6 計画とSDGsとの関わり

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。平成27年の国連サミットで採択されたもので「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の目標と、それらの達成のための具体的な169のターゲットで構成される2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。SDGsの目標はどれか1つの達成を目指すものではなく、複数の課題を統合的に解決することを目指しています。

本計画はSDGsの考え方を取り入れ、施策の展開において、環境課題からアプローチを行うものとした上で、環境課題のみならず社会・経済課題の解決につながることを視野にしています。



第2章 環境の現況と特性・課題

1 徳島市の概況

(1) 地理的概況

本市は、四国東部に位置し、一級河川吉野川の沖積平野に発達した、人口が約 26 万人の地方都市です。市域は東西 16.4 km、南北 19.45 km にわたり、総面積は 191.25 km² となっています。市域の東部は紀伊水道に臨み、南部は四国山地に連なる山々を背にした自然豊かな都市で、北部は吉野川によって地域に豊かな水を提供しています。

本市の中心部には眉山や城山の豊かな緑があるほか、新町川やその支流である助任川、田宮川、佐古川、沖洲川など、大小 138 もの河川が市内を流れており、古くから水とともに発展し、現在でも水と緑のあふれる市街地が形成されています。

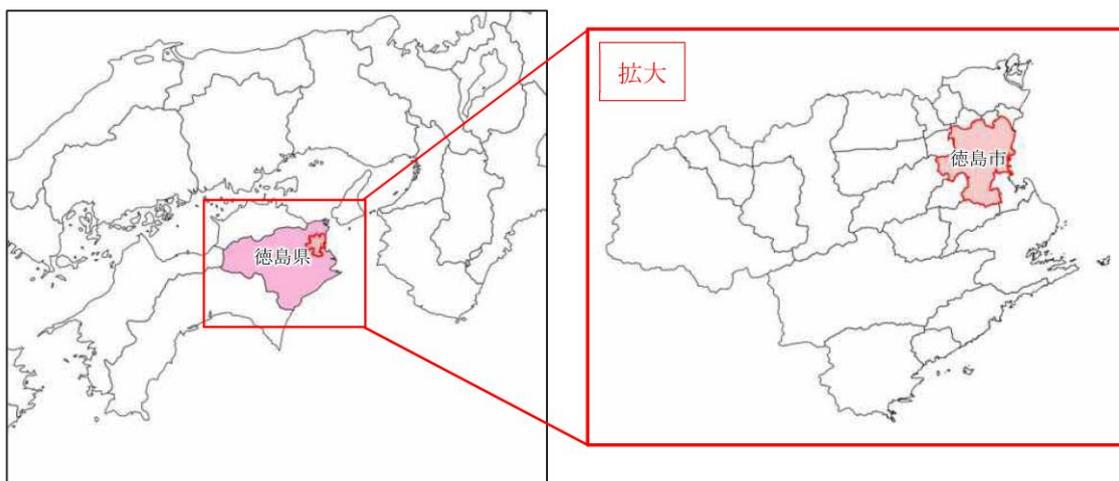
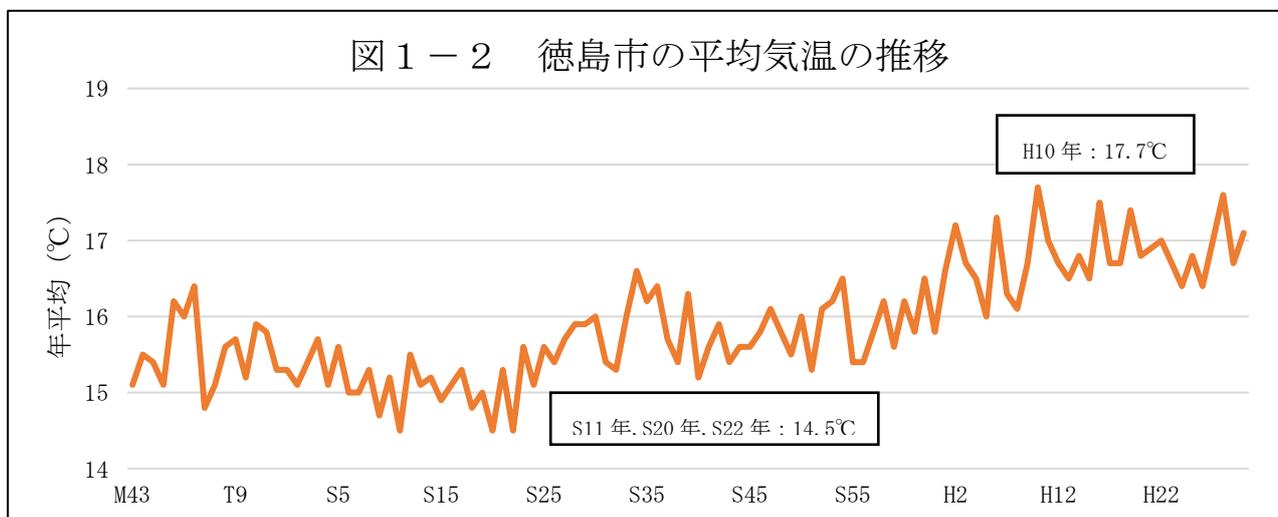


図 1 - 1 本市の位置

(2) 気象

本市は「瀬戸内式気候」と呼ばれる温帯で降水量の少ない気候に属しており、年間の平均気温は 16.6℃、年間降水量の平年値は 1,454mm で積雪もほとんどなく、年間を通じて比較的温暖な気候となっています。

本市の年平均気温の推移を見ると上昇傾向にあり、100 年間あたり 1.39℃（統計期間：1892～2012 年）の割合で上昇しています。



資料：気象庁 過去の気象データを基に作成

また、本市における年間日照時間は2,000時間を超えており、年間を通じて月平均で150時間以上の日照時間があります。また、昭和56年から平成22年までの30年間の平均を見ると、気象官署別ランキングで第6位となっており、太陽エネルギーを利用する上で恵まれた地域であるといえます。

表1-3 昭和56年～平成22年の平均による日照時間ランキング

順位	気象官署	年平均	順位	気象官署	年平均
1	甲府	2,183h	6	徳島	2,093h
2	高知	2,154h	7	名古屋	2,092h
3	宮崎	2,116h	8	津	2,089h
4	前橋	2,111h	8	和歌山	2,089h
5	静岡	2,099h	10	岐阜	2,085h

資料：第69回日本統計年鑑 令和2年

(3) 歴史・文化

本市には、世界に誇る伝統芸能である阿波おどりがあります。阿波おどりの開催期間中は、県内外はもちろんのこと、海外からも大勢の観光客が訪れます。

また、国の重要無形民俗文化財にも指定されている阿波人形浄瑠璃は、藩政時代初期に農民の娯楽と慰安のためにはじまりました。藩政の末期には67もの人形座があったと言われ、現在では犬飼の農村舞台でその面影を見ることができます。

阿波踊りと阿波人形浄瑠璃のほかにも、お遍路さんで有名な四国八十八箇所霊場や、染料として全国に知られている阿波藍を使った伝統工芸品の阿波藍しじら織、さらには木工業製品など、徳島の風土と歴史が育んだ数多くの個性的・伝統的な文化が息づいています。

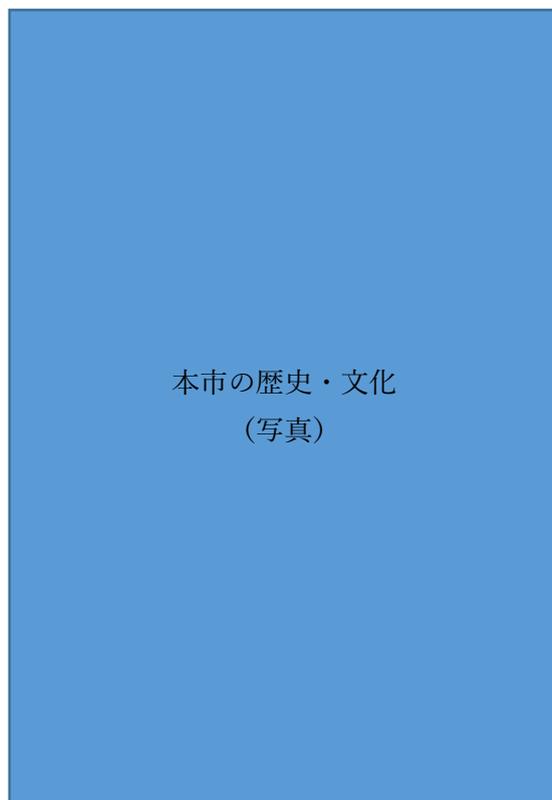
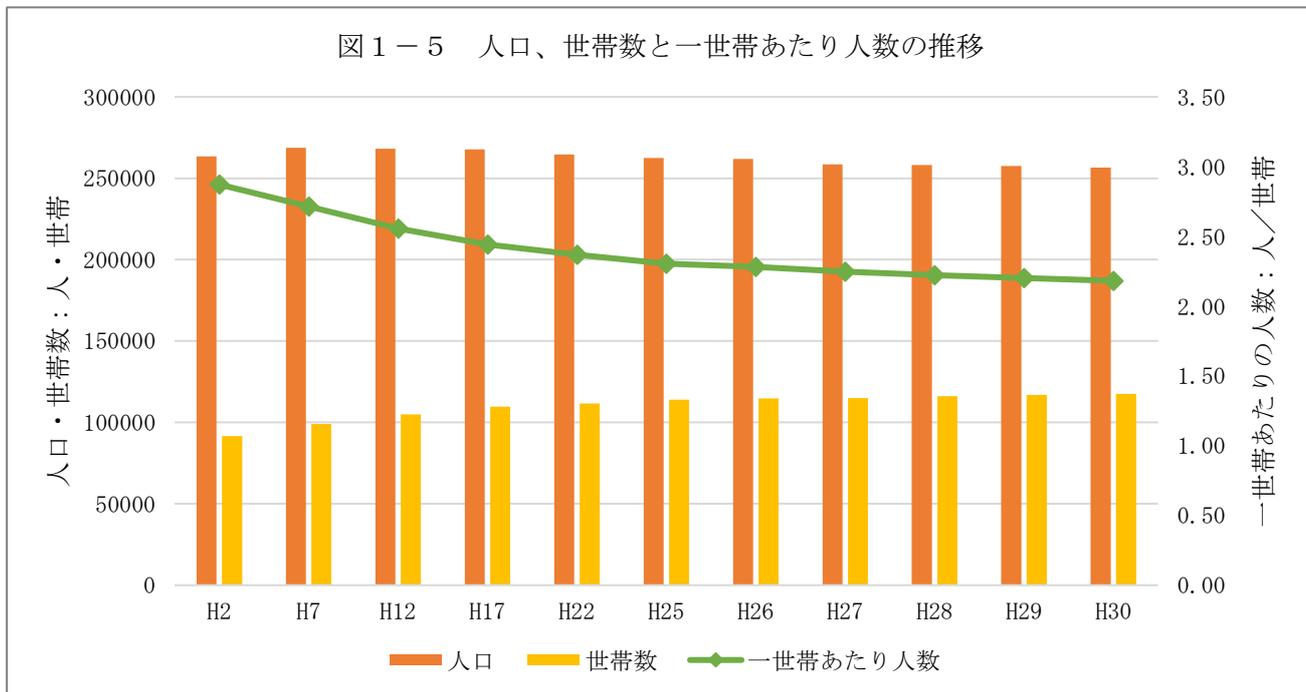


図1-4

(4) 人口及び世帯数

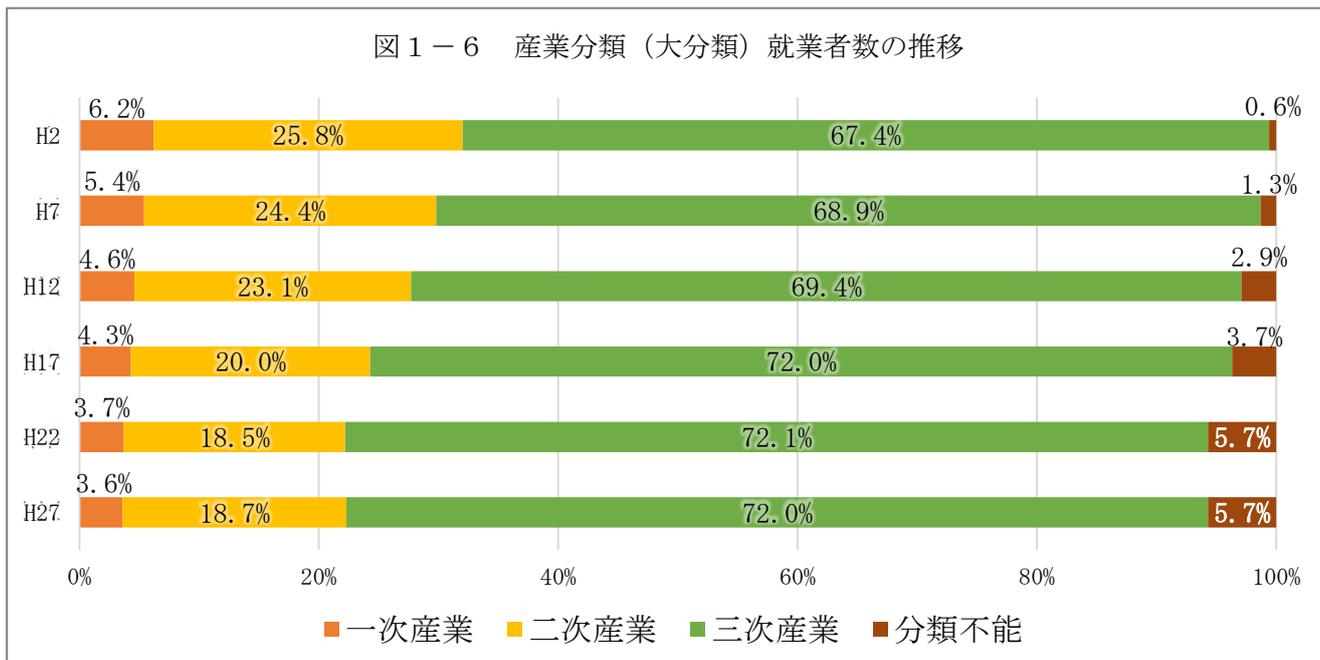
本市の人口は、平成10年をピークに減少の傾向にあり、平成30年では256,599人となっています。一方、世帯数の増加は続いていることから、一世帯あたりの人数は減少しており、核家族化の進行が顕著です。



資料：「平成30年度版 徳島市統計年報」世帯数と人口の推移より作成

(5) 産業

本市の産業構造を就業者数で見ると、平成27年度では、第一次産業3.6%、第二次産業18.7%、第三次産業72.0%となっており、第三次産業の卓越した地域といえます。産業構造の推移を見ると、第一次産業と第二次産業から第三次産業へと産業構造の変化が進んでいることがわかります。



資料：総務省「国勢調査」より作成

2 生活環境

(1) 水質

ア 公共用水域

市内には、北部に流れる「四国三郎 吉野川」をはじめ、郊外では鮎喰川や勝浦川、園瀬川などの河川が取りまくなど、大小を含めて138の河川が流れています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBOD（海域ではCOD）により、環境基準の評価を行います。市内では、吉野川、今切川、新町川水域及び勝浦川下流が河川として、また勝浦川河口が海域として類型指定されています。平成30年度はいずれの地点においても環境基準を達成しており、経年変化を見ても数値はほぼ横ばいであることから、良好な状態であるといえます。

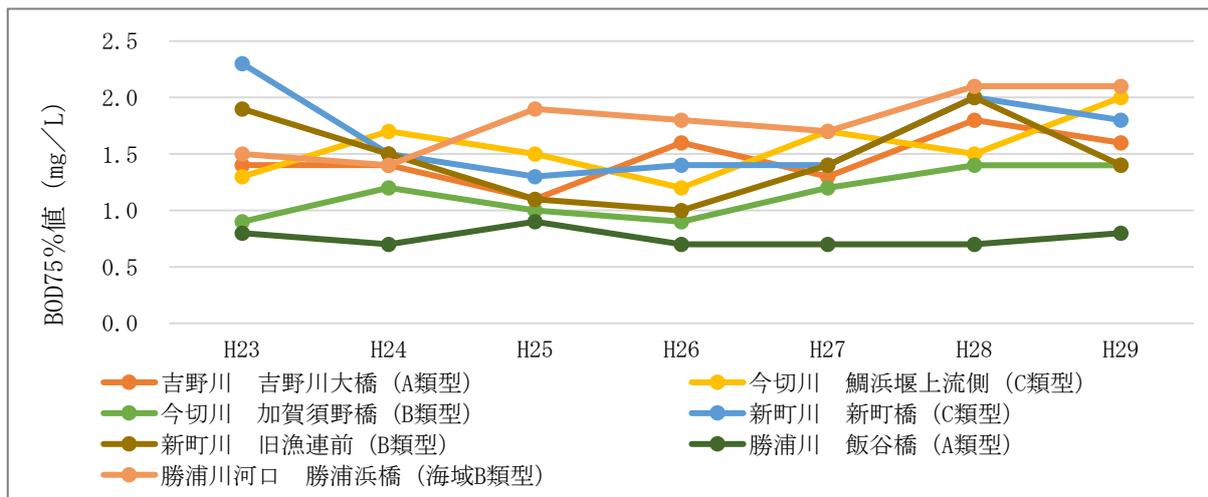


図2-1 BOD濃度の経年変化 (その1)

資料：「徳島市環境報告書（平成23～29年度版）」

環境基準が設定されていないものの、下水道未整備地域を流れる田宮川や冷田川の水質は、流域の住宅から流れ込む生活排水等の影響による汚濁が見られますが、合併処理浄化槽の普及等により、徐々に水質が改善されています。

また、北部浄化センターが平成11年に稼働を始め、順次下水道整備を進めており、周辺を流れる大岡川等の水質改善につながっています。

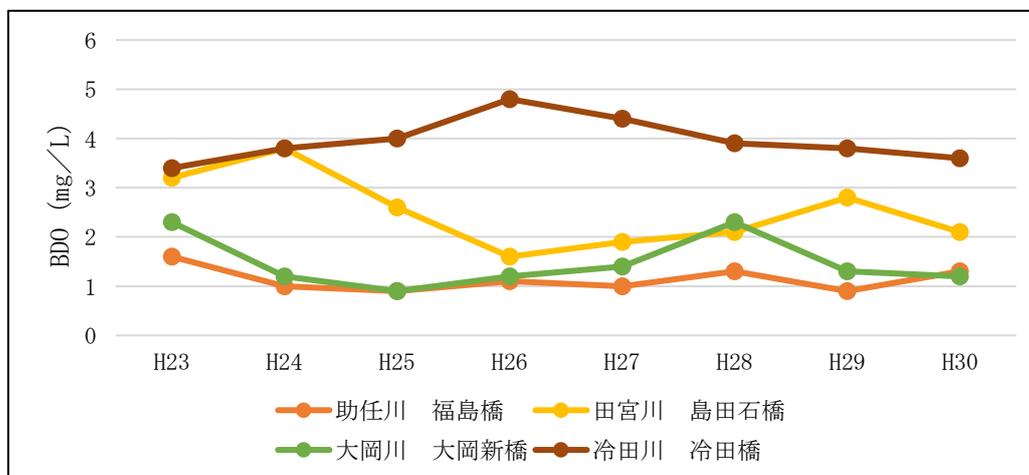


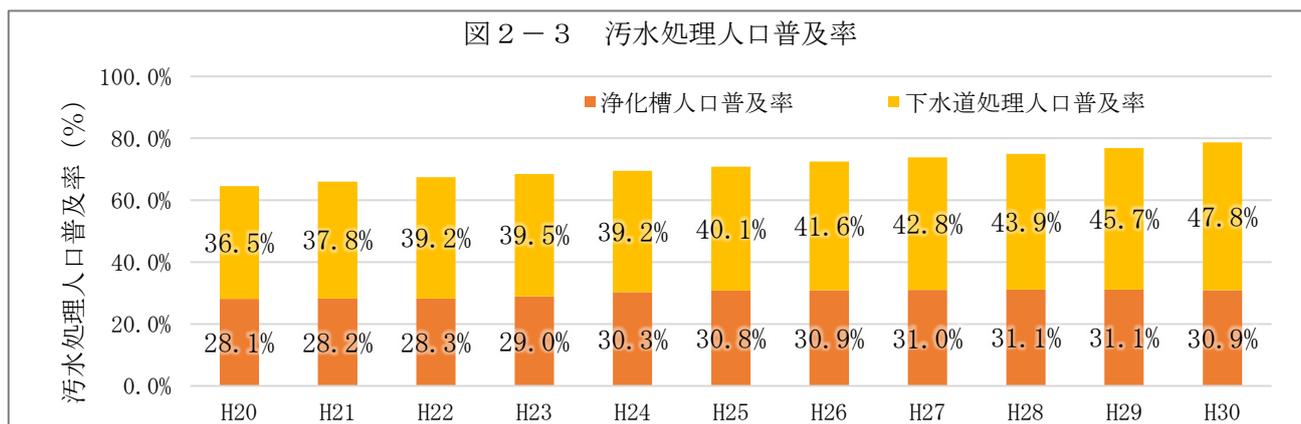
図2-2 BOD濃度の経年変化 (その2)

資料：「徳島市環境報告書（平成23～29年度版）」

イ 汚水処理人口普及状況

本市の汚水処理人口普及率は平成 30 年度末現在で 78.7%となっており、内訳は下水道処理人口普及率 30.9%、浄化槽人口普及率 47.8%となっています。

生活排水による河川などの水質悪化を防止するため、関係法令が改正され、合併処理浄化槽のみを浄化槽として取り扱うことになりました。この改正により、単独処理浄化槽は、みなし浄化槽という扱いになり、新規の設置ができなくなり、合併処理浄化槽への転換が進められています。そのため、汚水処理人口普及率は年々上昇していますが、平成 30 年度末時点では 78.7%と、徳島県の 61.8%は上回っているものの、全国平均の 91.4%には達していません。



資料：徳島県土整備部

ウ 地下水・土壌

地下水は、水質が良好で安定した水源であるため、生活用水や工業用水、農業用水などに広く利用されてきました。しかし近年、身体に悪影響を及ぼすテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンなどの化学物質が工場やクリーニング店から排出され、地下水を汚染していることが全国各地で判明し、大きな問題となっています。また、農地の肥料や畜産由来による地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準調査も全国的にみられます。

本市では、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、工場・事業場に対して有害物質の取扱方法について指導を行っています。また、水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の状況を把握するため、年に1～2回、地下水質の調査を実施しています。平成 30 年度は 11 地点で調査を実施した結果、全ての項目で良好な水質でした。

一方、土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法により、土地の所有者（汚染原因者）に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

本市では、工場に対して水質汚濁防止法による立入調査や有害物質の取扱いなどについて指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報が適切に開示されるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

(2) 大気

本市では大気の状態を把握するために、一般的な大気汚染の状態を把握するための一般環境大気測定局〔4局：川内・応神・徳島（新蔵）・多家良〕と、道路周辺における状態を把握するための自動車排ガス測定局〔自排徳島（新蔵）〕の計5局を県市共同で設置しており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの環境基準が設定された6物質、風向・風速などを24時間連続で測定しています。

この6物質中、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質については、平成30年度調査において、すべての地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、環境基準を達成できていません。現在、国において越境汚染等の影響も含めた原因の解明や対策等について検討が進められています。

この他に、低濃度ながら長期間にわたってばく露することによって人への健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、本市では、環境基準が設定されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの全ての物質で環境基準を達成しています。

表2-4 平成30年度の環境基準達成状況

物質名	一般環境測定局				自排徳島 徳島（新蔵）
	川内	応神	徳島（新蔵）	多家良	
二酸化硫黄	○	○	○	○	○
二酸化窒素	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	—	—	○	—	—
光化学オキシダント	×	—	×	—	—
一酸化炭素	—	—	—	—	○
トリクロロエチレン	—	—	—	—	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	○
ベンゼン	—	—	—	—	○
ジクロロメタン	—	—	—	—	○

※○：達成、×：未達成（「—」は測定していない）

資料：「徳島市環境報告書 平成30年度版」

(3) 騒音・振動

市内における環境騒音の実態を把握するため、用途地域の類型別に選定した地点において24時間連続の騒音測定を行っており、平成30年度はいずれの地点でも環境基準を達成していました。

道路交通騒音についても、交通量の多い幹線道路沿い14地点において騒音測定を実施した結果、12地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成しています。なお、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策を取るよう要請できる要請限度は全地点で下回っています。

(4) 有害化学物質

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質等にかかる環境基準が設けられています。徳島県が市内で大気・水質などについての調査が実施されていますが、いずれの地点でも環境基準を下回っています。

表 2-5 ダイオキシン類の調査結果（平成 30 年度）

項目	調査地点	濃度	環境基準値	単位
大気	新蔵町（徳島保健所）	0.012※	0.60	pg-TEQ/m ³
地下水	国府町	0.069	1	pg-TEQ/l
土壌	国府町	0.90	1,000	pg-TEQ/g

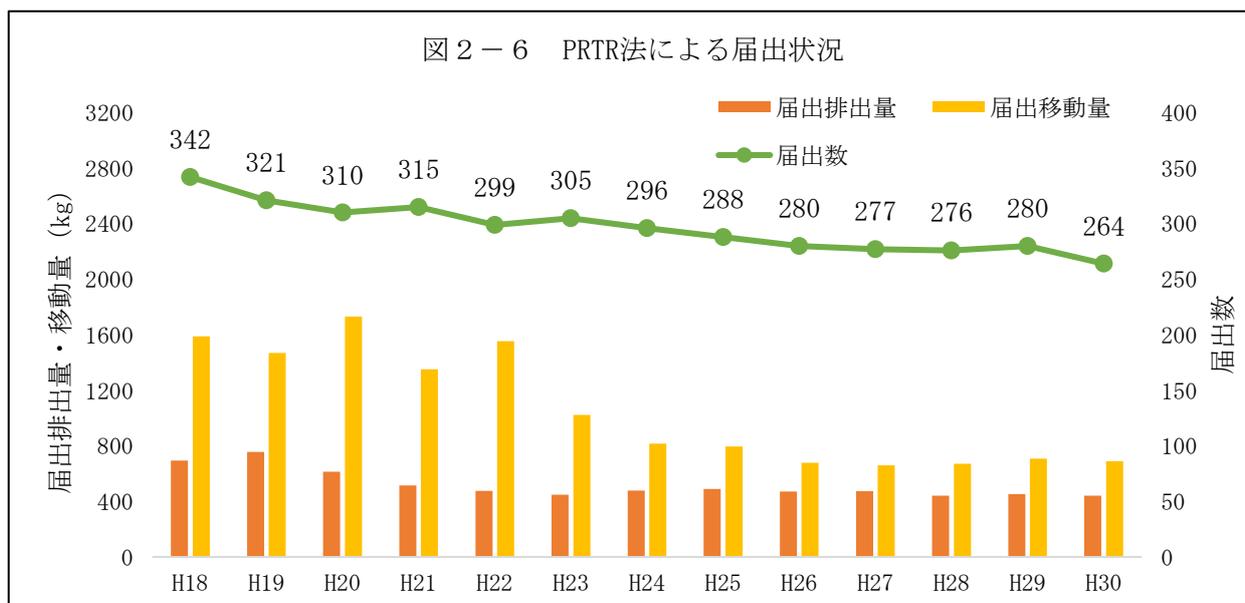
- (備考) 1 pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム
 2 TEQ (ティーイーキュー) : 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンドパラジオキシンの毒性に換算した値
 ※ 大気の濃度は年平均値

資料：「徳島市環境報告書 平成 30 年度版」

イ PRTR 法による化学物質の管理

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法) によって、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているか自ら把握することにより、化学物質の管理の改善や排出の抑制が求められています。平成 30 年度は、県内 264 事業所から届出がありました。業種別に見ると、燃料小売業（主にガソリンスタンド）からの届出が最も多く、次いで化学工業、一般処理廃棄物処理業（ごみ処分業）、下水道業の順となっています。

また、県内で最も多く排出・移動されている物質としては、ジクロロメタン（塩化メチレン）とトルエンが挙げられます。ジクロロメタンは金属脱脂などの洗浄剤、医療や農薬の溶剤などに使用されています。



資料：徳島県環境管理課

3 自然環境

(1) 地形、地質

本市の地形は、主に四国山地の東部にあたる山地と、吉野川や勝浦川による三角州、ファンデルタ、谷底低地から成り立っています。市域の南部には、四国山地に属する標高 773.0m の中津峰山をはじめとする山々がみられるほか、市域のほぼ中央には本市のシンボリック的存在となっている眉山（標高 290m）が存在します。また、市域の北部から中部は吉野川に沿って徳島平野が広がり、東端で砂丘海岸や岩礁性海岸へ続くなど、多様な地形を有しています。

本市の地質は、平野を形成している沖積層と、山地を形成している外帯と呼ばれる堆積岩層に大きく分けられます。吉野川による土砂の運搬・堆積の作用によって形成された沖積層は市域の北側に見られます。その南側に発達する堆積岩層は、北から三波川帯、御荷鉾帯、秩父北帯と呼ばれる地層構造の異なる 3 つの地帯に区分されています。

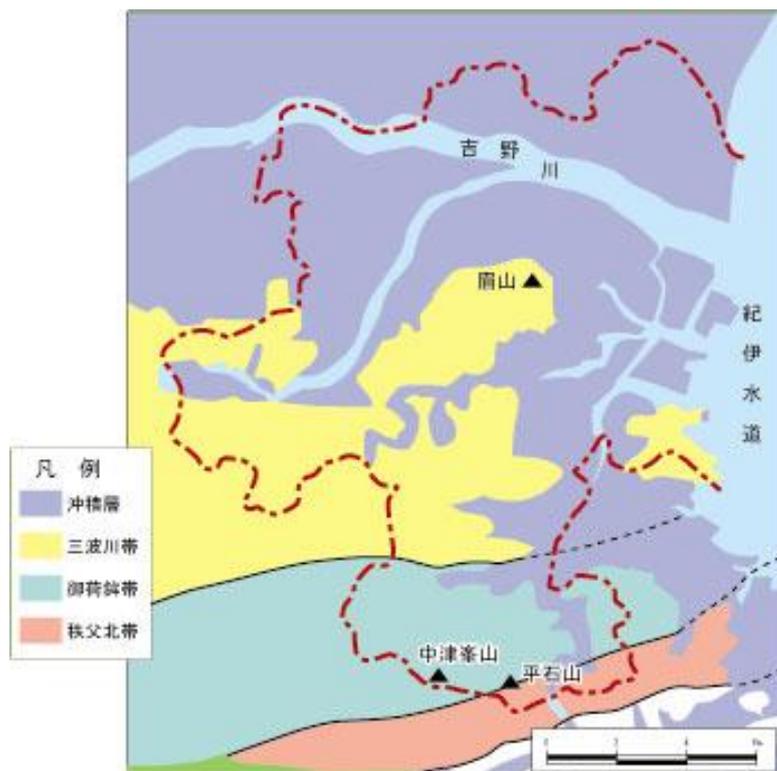


図3 本市の地質

資料：「徳島市の環境資源情報ガイドブック」

(2) 動植物

市域における動植物の生息状況に関する調査としては、文献での調査が主体となりますが、これまでに植物については 172 科 1,514 種、鳥類 55 科 254 種、両生類 7 科 14 種、爬虫類 8 科 17 種、哺乳類 12 科 25 種、魚類 71 科 236 種などが確認されています。そのうち、環境省レッドリストや徳島県版レッドリストなどに記載されている貴重な動植物については、410 種が該当しています。



ルイスハンミョウ



シオマネキ

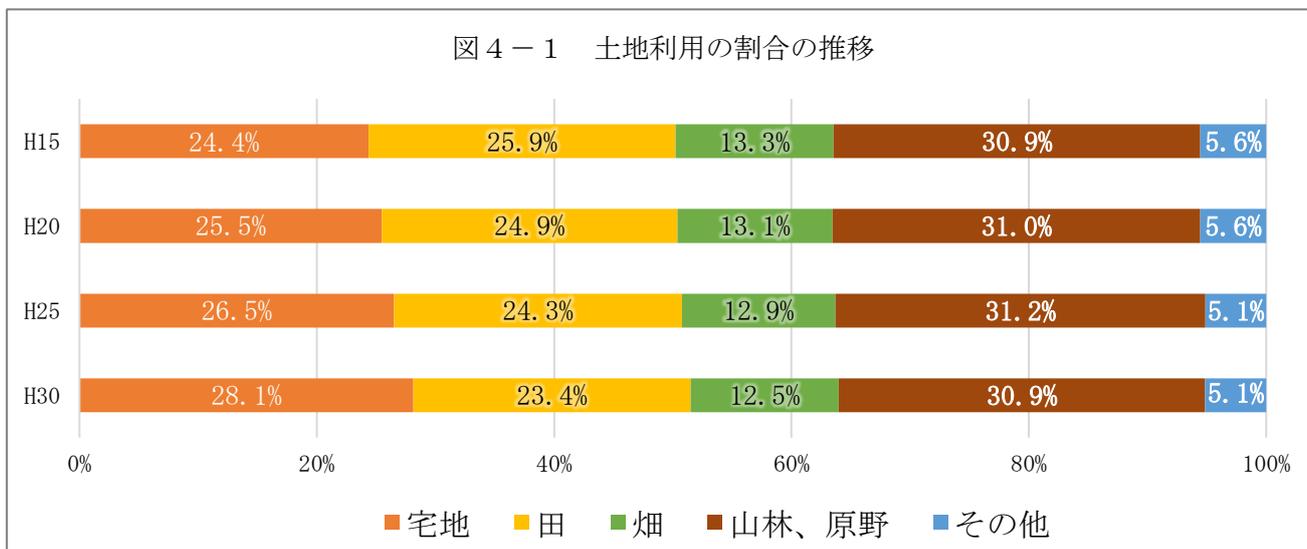


メダカ

4 快適環境

(1) 土地利用

本市の土地利用状況を地目別に見ると、年々田畑が減少し、宅地が増加しています。平成30年度の土地利用は山林、原野が約3割を占め、次いで宅地、田が多くなっています。



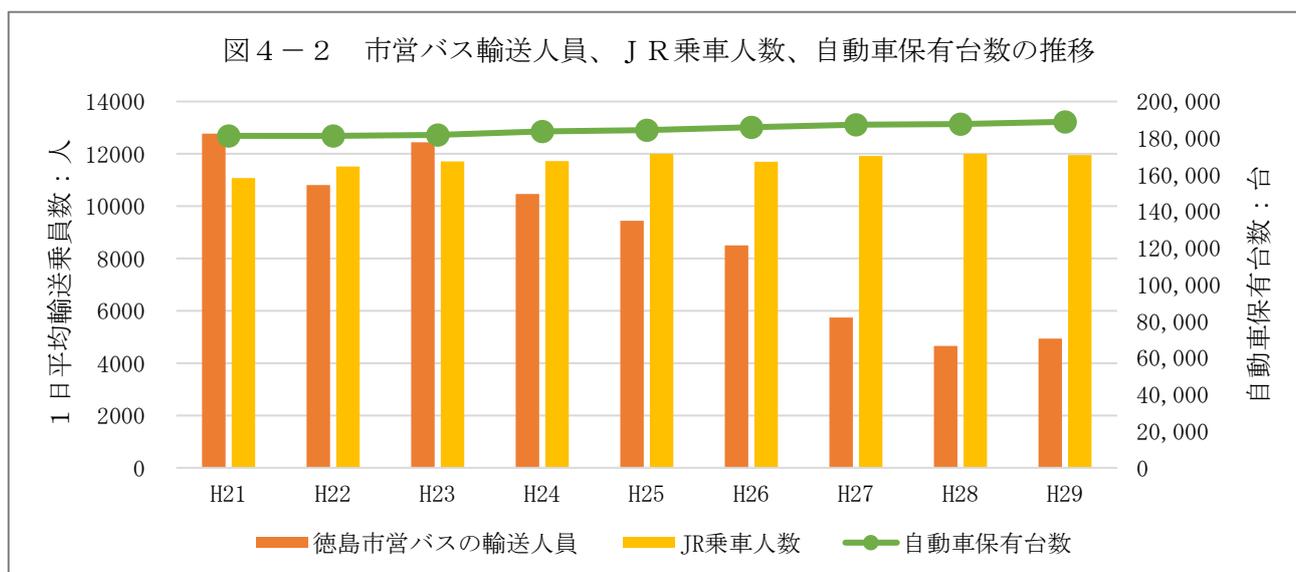
資料：「平成30年度版 徳島市統計年報」評価総地積より作成

(2) 社会基盤と交通

本市の道路交通網は、徳島自動車道及び国道が3路線（国道11号線、国道55号線、国道192号線）、県管理国道が1路線（国道438号線）、県道39路線、市道6,923路線が整備されています。

本市の自動車保有台数は、平成30年度現在で190,098台となっており、近年は若干の増加傾向にあります。

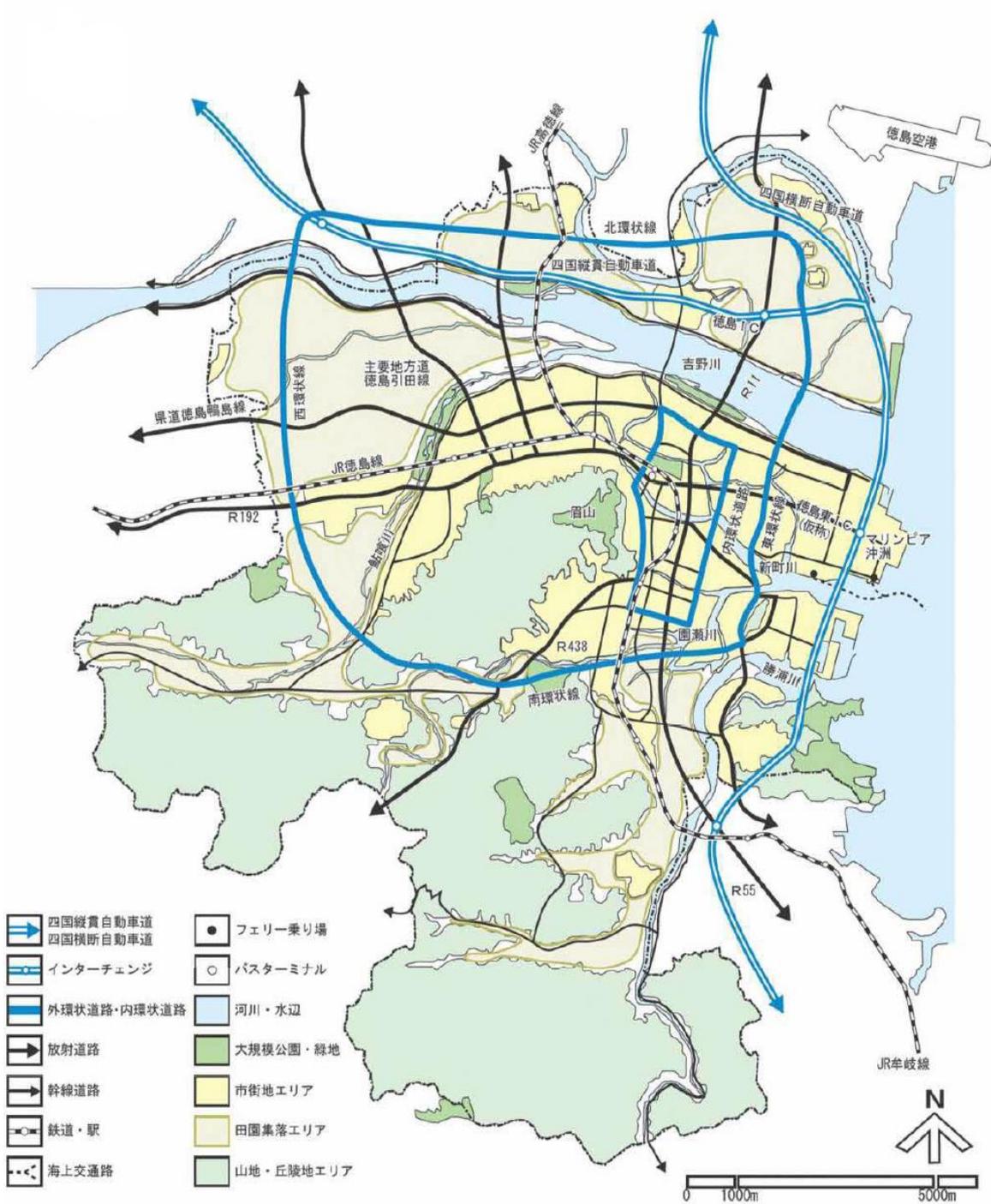
鉄道は、市内にJR徳島線、JR高德線、JR牟岐線の3路線が走っており、合計10か所の駅があります。鉄道の利用者数は概ね横ばいとなっていますが、市営バス利用者数は運行委託等の要因もあり、年々減少しています。



資料：「平成30年度 徳島市統計年報」市営バス輸送状況、

JR市内駅の1日平均乗車人員、車種別自動車保有台数より作成

図4-3 土地利用方針図



資料：「徳島市都市計画マスタープランー徳島市都市計画の基本方針ー」都市づくりの基本方針より引用

5 地球環境

(1) 地球温暖化

ア 世界の動向

平成年に、京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」において、法的拘束力のある温室効果ガス排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、平成20年から平成24年の5年間の削減取組みが進められてきました。

平成27年、フランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）」において、令和2年以降の新たな地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「世界的な平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成すること」を掲げたほか、国際条約として初めて先進国・途上国の区別なく全ての国が参加し、自ら定めた削減目標を5年ごとに提出・更新していく仕組み等が規定されました。

イ 国及び徳島県の動向

我が国では、COP3における京都議定書の採択を受け、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、温対法という。）が施行されました。我が国は、温対法に基づき、温室効果ガス総排出量の削減に取組み、京都議定書において我が国に割り当てられた削減目標を達成しています。

政府は平成28年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス削減の中期目標を「令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で26%削減」としました。平成28年11月にパリ協定を正式に批准したことで、令和12（2030）年度に向けた削減目標が国際公約になりました。

徳島県では、全国で初めて「脱炭素社会」を掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、令和元年7月には「第3次徳島県環境基本計画」を策定しています。また、令和2年3月には「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、「令和32（2050）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目標として掲げ、温室効果ガス削減に取り組んでいます。

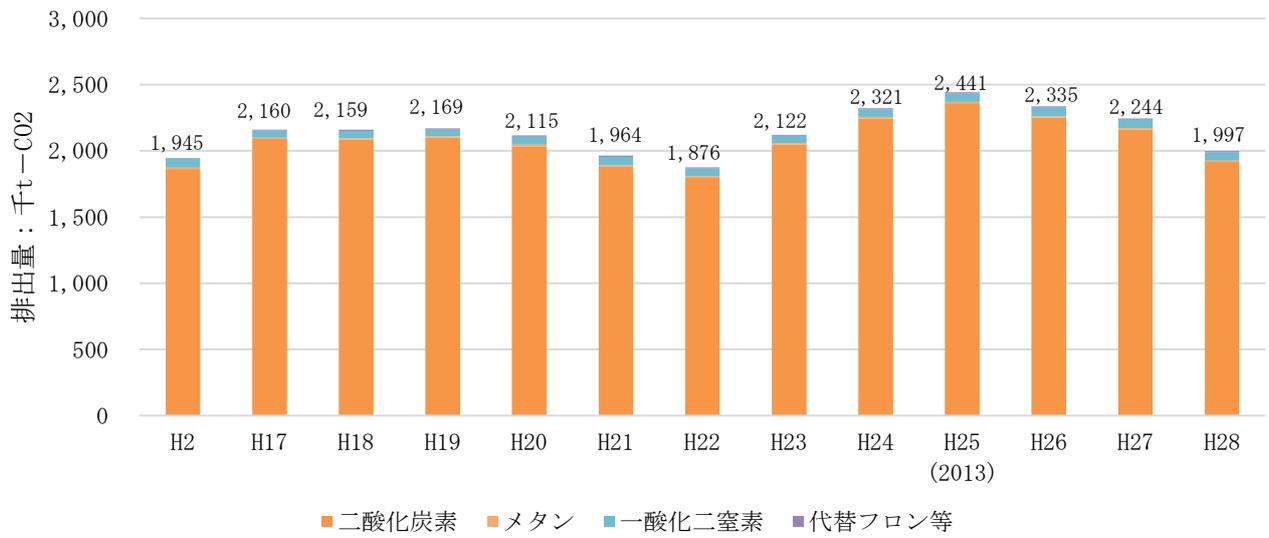
ウ 市域からの温室効果ガス排出状況

本市の温室効果ガス排出量は、平成19年度から平成22年度にかけて減少傾向にありましたが、平成23年度から平成25年度にかけて増加傾向に転じました。平成26年度以降は再び減少傾向を示しています。

平成28年度の温室効果ガス排出量は199万7千トンで、基準年である平成2年度と比較して2.7%の増加、平成25（2013）年度と比較して18.2%の減少となっています。これは、家庭部門と業務部門が依然として増加傾向にありますが、産業部門と運輸部門から合わせて23万トン減ったことが影響しています。

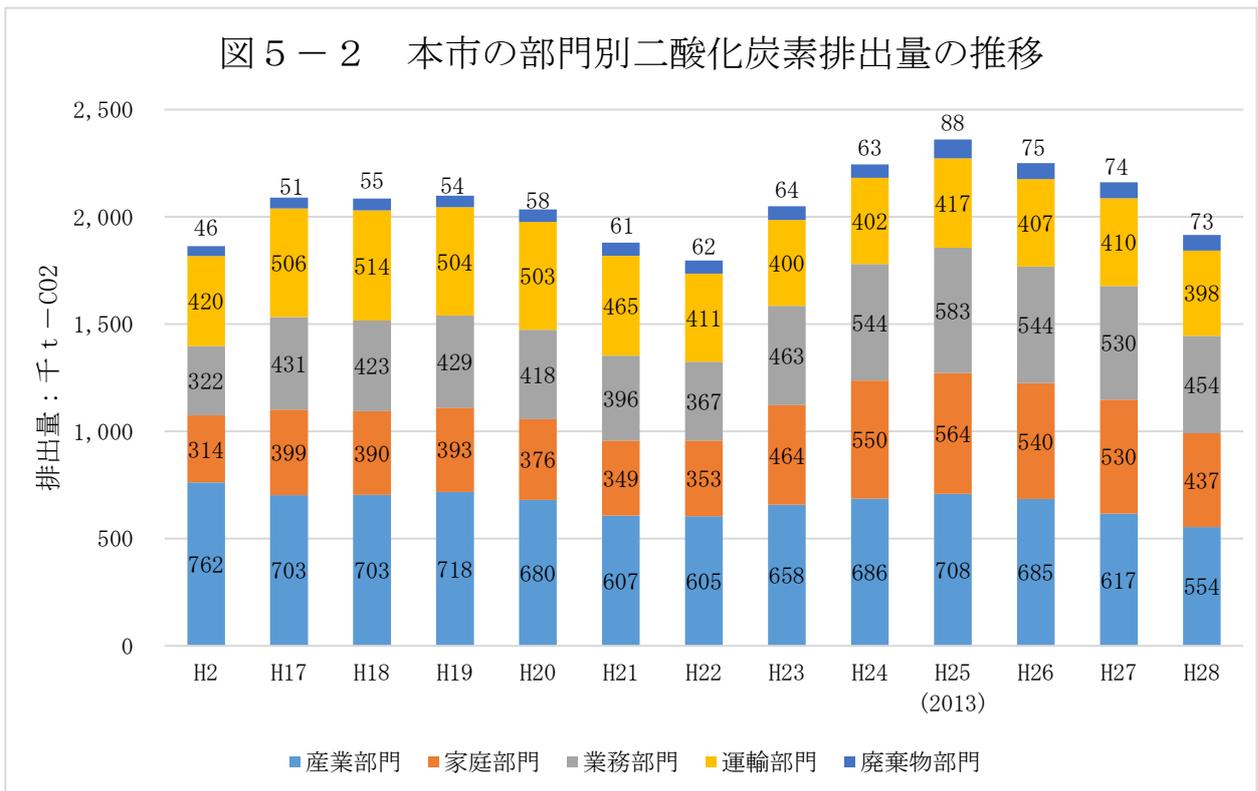
温室効果ガスの種類別排出量を見ると、二酸化炭素が約96%と大半を占めており、その比率は平成2年度以降、ほとんど変化はありません。二酸化炭素は、廃棄物処理による排出量を除くと、エネルギーを利用することにより排出されるものであるため、本市の温室効果ガス削減にはエネルギーの効率的な利用が欠かせないといえます。

図5-1 本市の温室効果ガス排出量の推移



資料：環境保全課

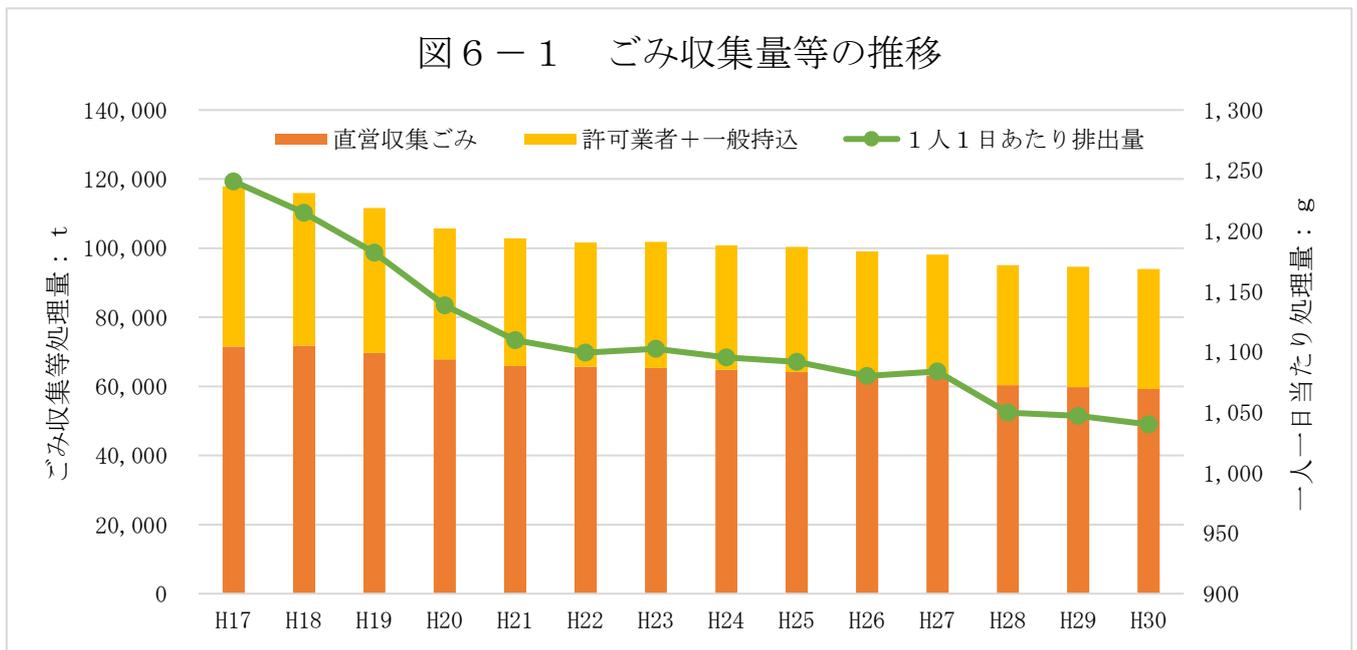
図5-2 本市の部門別二酸化炭素排出量の推移



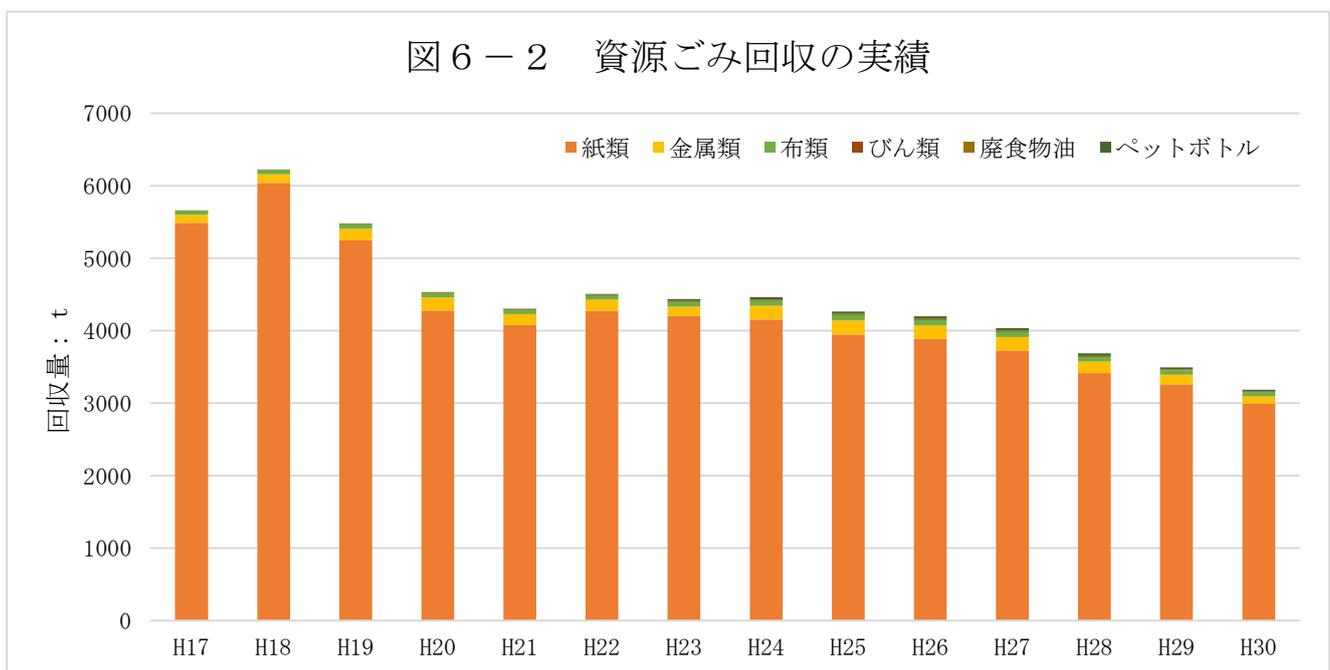
資料：環境保全課

6 循環型社会

本市におけるごみの収集処理量は、年々増加の一途をたどっていましたが、平成11年度の収集方法の変更によって一時的に減少しました。その後、平成14年度には事業系ごみの削減指導の徹底等によって大幅な削減を達成し、以後の処理量はゆるやかな減少傾向となっています。



資料：「令和元年度 清掃・衛生事業概要」ごみ収集等の推移より作成



資料：「令和元年度 清掃・衛生事業概要」資源ごみ回収実績より作成

7 環境学習・環境保全活動

(1) 環境教育の状況

本市を中心に活動を行っている主な環境団体は62団体（令和2年7月2日現在）あります。その活動内容を分類すると、河川の環境保全や環境教育、森林の保全、自然保護といった「自然保護活動」、河川環境の向上とまちづくりに関する事業の実施、ごみ拾いやリサイクルといった環境改善に関する事業の実施、里山再生活動といった「都市環境改善活動」、地域住民や消費者に対する意識啓発、環境保全に関する交流促進・人材育成といった「環境啓発活動」の3つに大きく分類することができます。また、横断的に活動する環境団体も存在します。

(2) 環境マネジメントシステムの導入

事業者が法令遵守や環境保全活動の推進のために自ら環境に関する活動を管理・改善する仕組みとして環境マネジメントシステムがあります。環境マネジメントシステムには、国際的な規格であるISO14001のほかに、環境省が作成したエコアクション21など様々な規格があります。

事業者アンケートの結果によると、ISO14001またはエコアクション21の認証取得効果として、「環境への意識の向上」、「目標管理による環境負荷低減」、「対外的な信用の向上」、「省エネ等によるコスト削減」が挙げられていますが、今後の認証取得について「実施の予定はない」と回答する事業者が半数を占めています。また、環境問題に取り組む課題として「人材不足」、「手間や時間の不足」、「資金の不足」の回答が多くなっています。

8 市民・事業者の意識（アンケート調査結果）

(1) 調査概要

第3次徳島市環境基本計画を策定するにあたり、市域の環境の現状や課題、市民・事業者の環境への取組み状況等を把握することを目的に実施しました。

表8-1 市民・事業者アンケート調査方法

	市 民	事 業 者
調査対象	市内に在住する18歳以上80歳未満の男女1,500人	市内に本店・支店などを有する事業者500社
調査方法	23行政地区別の人口比に応じて、1,500人を無作為抽出	市内の事業者の業種割合に応じて500社を抽出
回収数	454人	177社
回収率	30.2%	35.4%

(2) 周辺環境の評価（満足度と重要度）

現状への満足度の高い項目は「空気のきれいさ」、「水（水道、簡易水道など）のおいしさ」、「家の周りの静けさ」などとなっていますが、その一方で「イベントや取組みなど環境情報の入手状況」、「環境教育・環境学習の状況」、「希少な野生生物の保護状況」などで満足度が低い結果となっています。

今後の取組みの重要度については「自然災害に対する安全性」、「空気のきれいさ」、「川や水路の水のきれいさ」などが高く、「イベントや取組みなど環境情報の入手状況」、「太陽光発電など再生可能エネルギーの導入」、「希少な野生生物の保護状況」などで低くなっています。

重要度は高いが満足度が低い項目が今後、取組みの必要性が高い施策として考えられ、「家庭や事業所からの汚水処理の状況」、「歩道・自転車道の整備」、「交通機関の利便性」、「廃棄物の不法投棄の状況」、「自然災害に対する安全性」、「市民一人ひとりの環境に対する意識」の6項目が挙げられます。

◆ 満足度、重要度の算出方法

質問の各項目における満足度、重要度について、それぞれ4段階の評価を点数化し、各項目の平均点を算出しました。

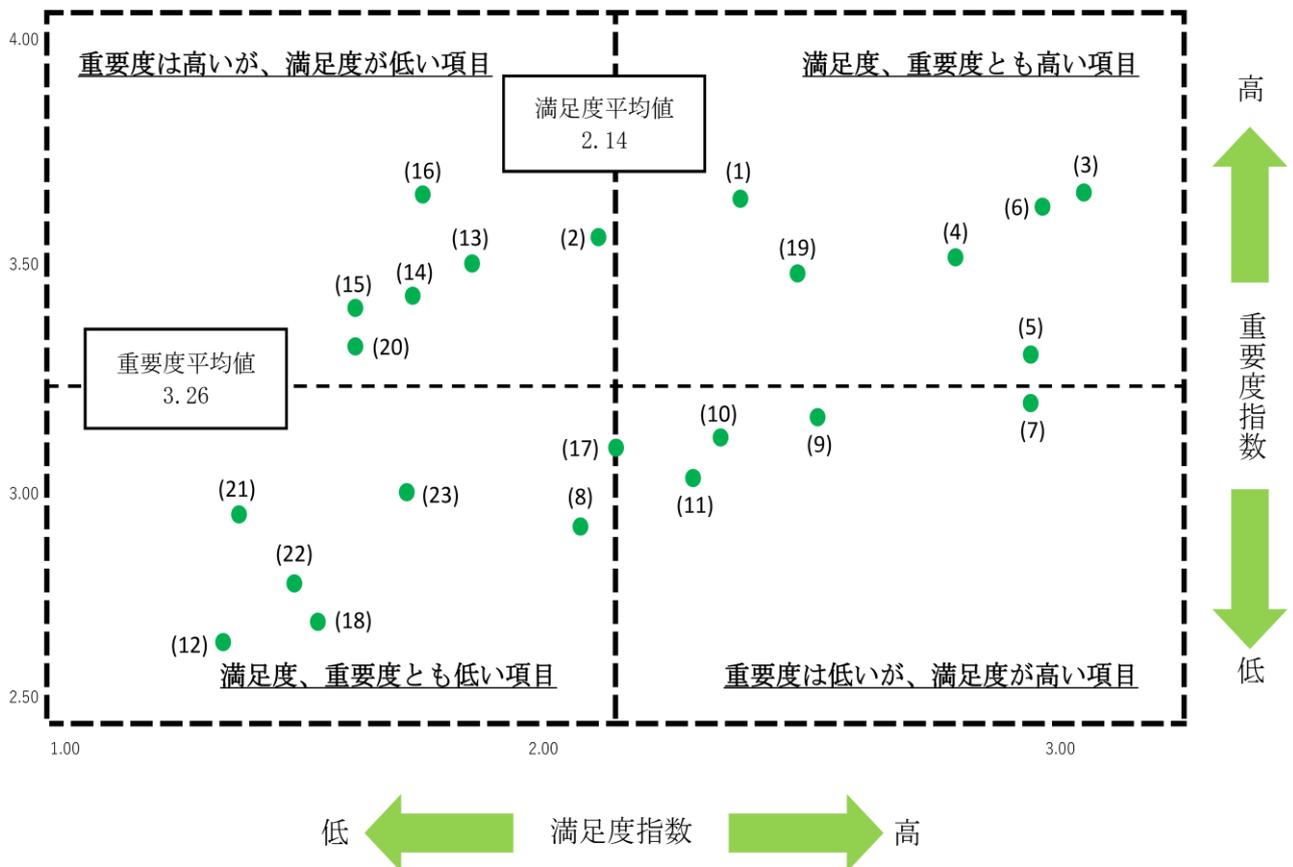
- 「満足」4点、「やや満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点とし、それぞれの回答者数の積を合計し、回答者数（「無回答」を除く）で割る。
- 「重要」4点、「やや重要」3点、「あまり重要でない」2点、「重要でない」1点とし、それぞれの回答者数の積を合計し、回答者数（「無回答」を除く）で割る。

表 8-2 周辺環境の評価（満足度・重要度）

質問項目	満足度	重要度	質問項目	満足度	重要度
1 川や水路のきれいさ	2.41	3.63	13 歩道・自転車の整備	1.85	3.50
2 家庭や事業所からの汚水処理の状況	2.12	3.56	14 交通機関の利便性	1.74	3.46
3 空気のきれいさ	3.04	3.64	15 廃棄物の不法投棄対策の状況	1.61	3.41
4 いやなにおいの少なさ	2.81	3.52	16 自然災害に対する安全性	1.76	3.65
5 家の周りの静けさ	2.93	3.32	17 家庭での省エネルギーへの取り組み	2.14	3.13
6 水（水道、簡易水道など）のおいしさ	2.98	3.61	18 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入	1.52	2.71
7 身近な緑の多さ	2.93	3.25	19 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	2.53	3.49
8 水辺や野山の生き物の生息状況	2.07	2.92	20 市民一人ひとりの環境に対する意識	1.61	3.34
9 水と緑に囲まれた自然景観の保全	2.57	3.20	21 環境教育・環境学習の状況	1.44	2.98
10 水や緑など自然に親しめる場の整備	2.34	3.17	22 イベントや取り組みなど環境情報の入手状況	1.50	2.78
11 地産地消（地場農産物の消費）の仕組み	2.29	3.07	23 地域の美化などの環境保全活動の状況	1.67	3.01
12 希少な野生生物の保護状況	1.42	2.66	(平均値)	2.14	3.26

※色付は平均値以上であることを示す。

図 8-3 周辺環境の評価（満足度、重要度）



(3) 日常生活における環境への取組み【市民アンケート】

「野外のレジャーで出たごみは持ち帰る」、「ごみの減量や分別を徹底的に行う」等が実行率 90%以上でした（「常に実行している」「時々実行している」の合算値）。また、「環境家計簿をつけている」が最も低い結果となっています。

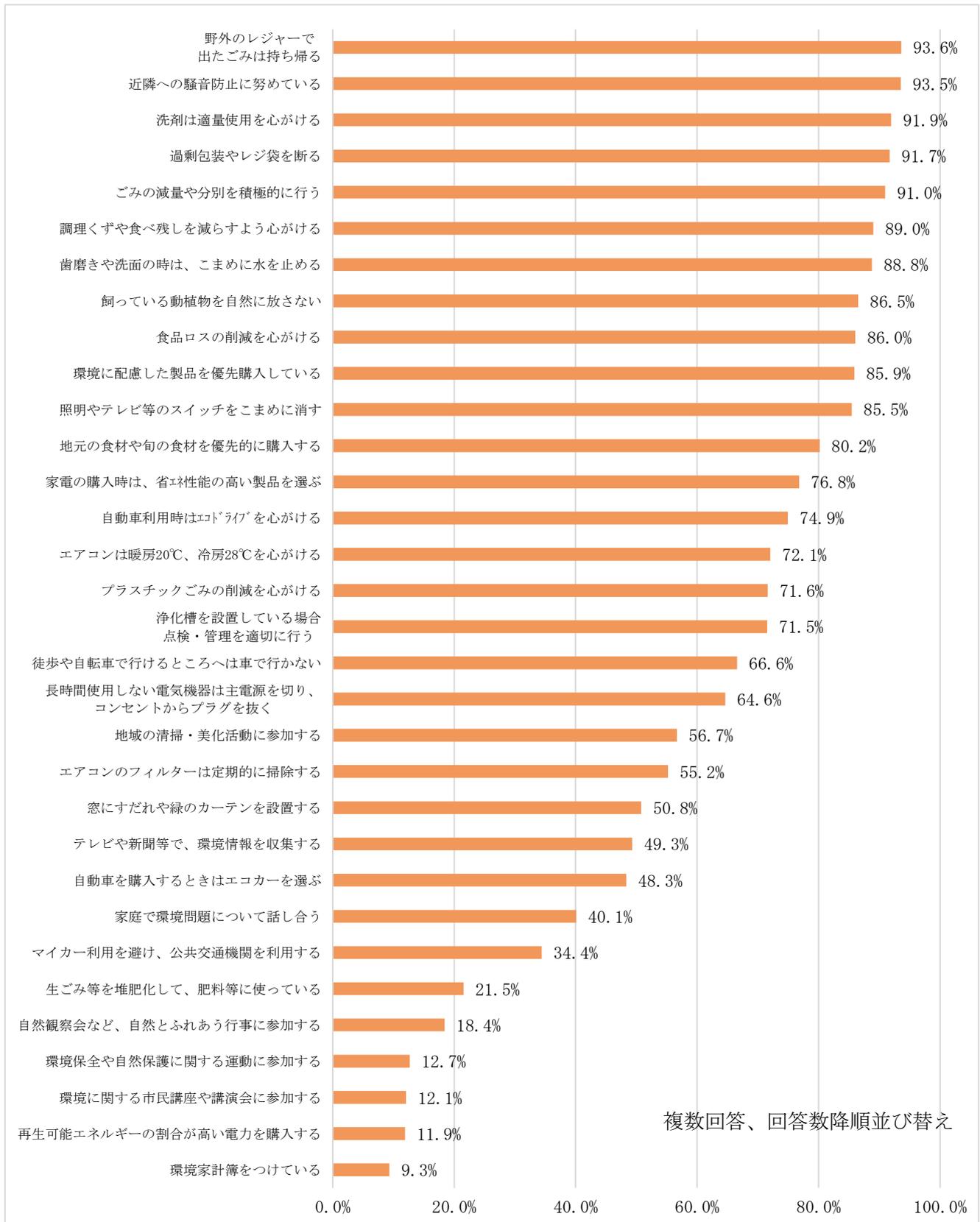


図 8 - 4 日常生活における取組みの実行率

(4) 市の取組みに対する要望【市民アンケート】

本市が積極的に取り組むべき問題について、上位の項目は「気候変動による悪影響（豪雨災害や熱中症など）への対策」、「水質汚濁・騒音・振動・悪臭・大気汚染などの公害防止」、「公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置・普及」となっています。これは、「家庭や事業所からの汚水処理の状況」や「空気のきれいさ」といった、生活環境に関する項目や、「自然災害に対する安全性」に関する重要度が高い評価となっていたことに通じていると考えられます。

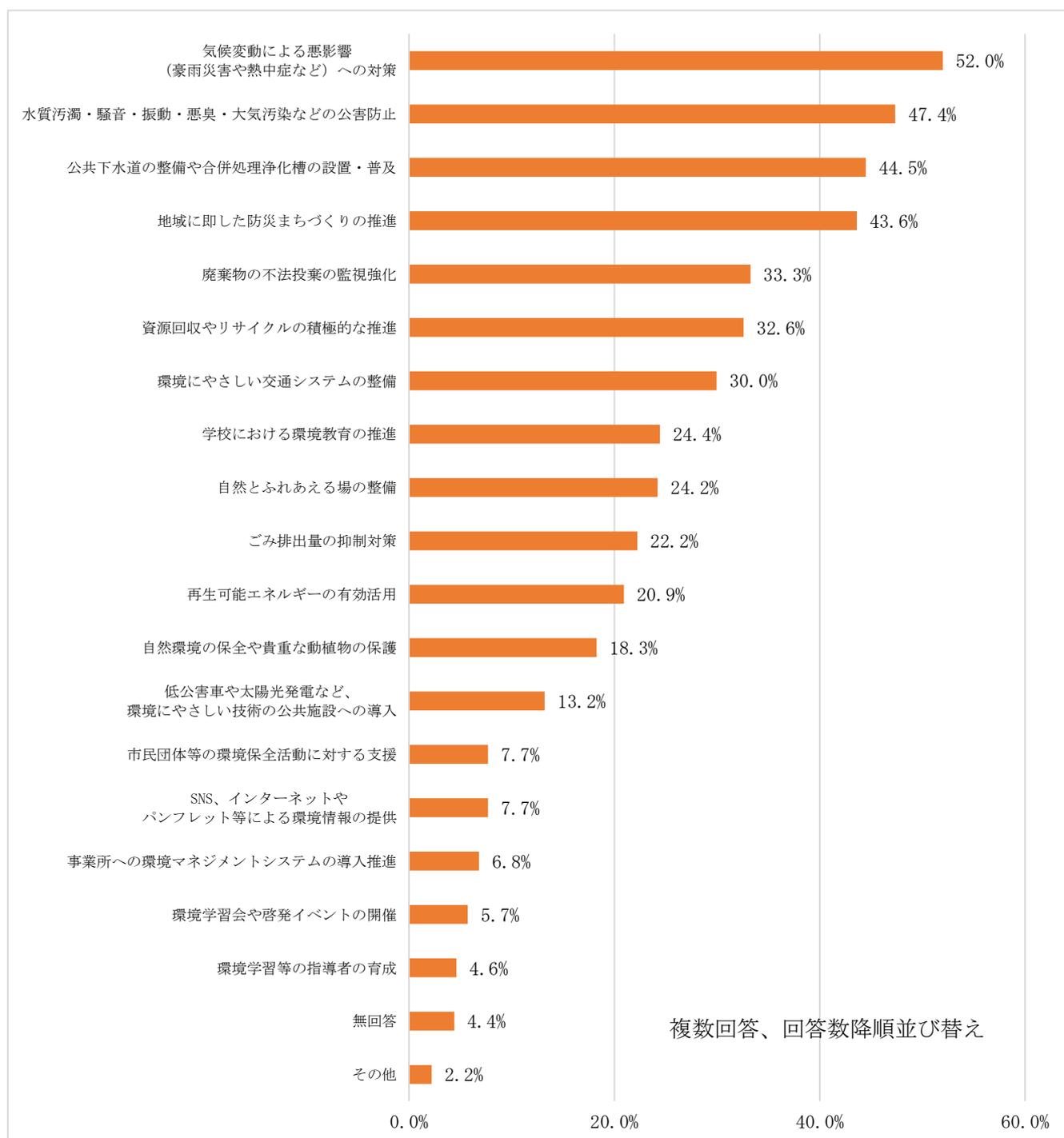


図 8 - 5 本市が積極的に取り組むべき問題について

(5) 事業活動において、環境問題に取り組む理由【事業者アンケート】

環境問題に取り組む理由については、「環境問題の重要性を感じているため」「事業者の社会的責任の一つとして取り組む必要がある」が上位となっていることから、本市の事業者が環境問題に高い意識を持っていることがうかがえます。

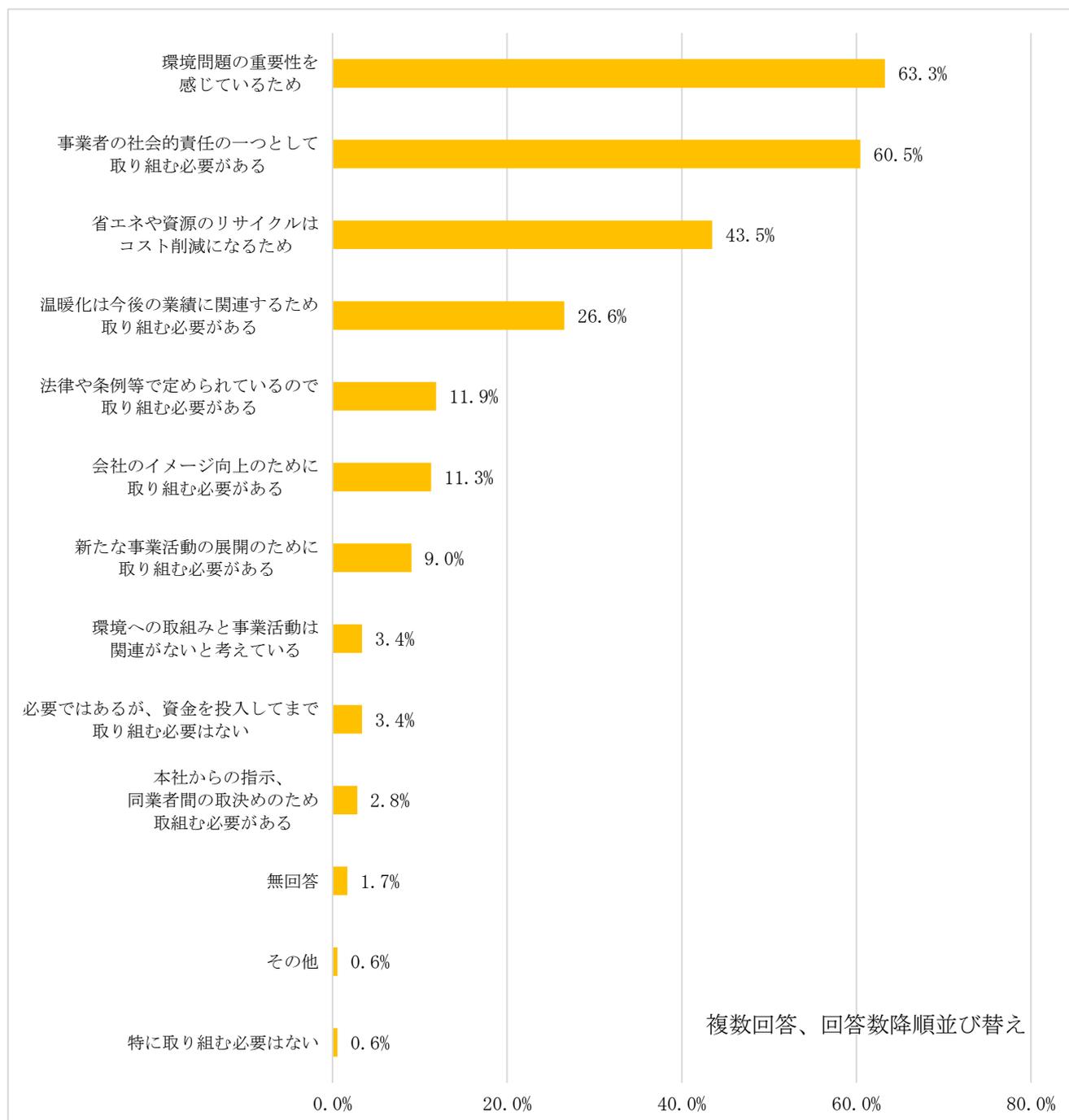
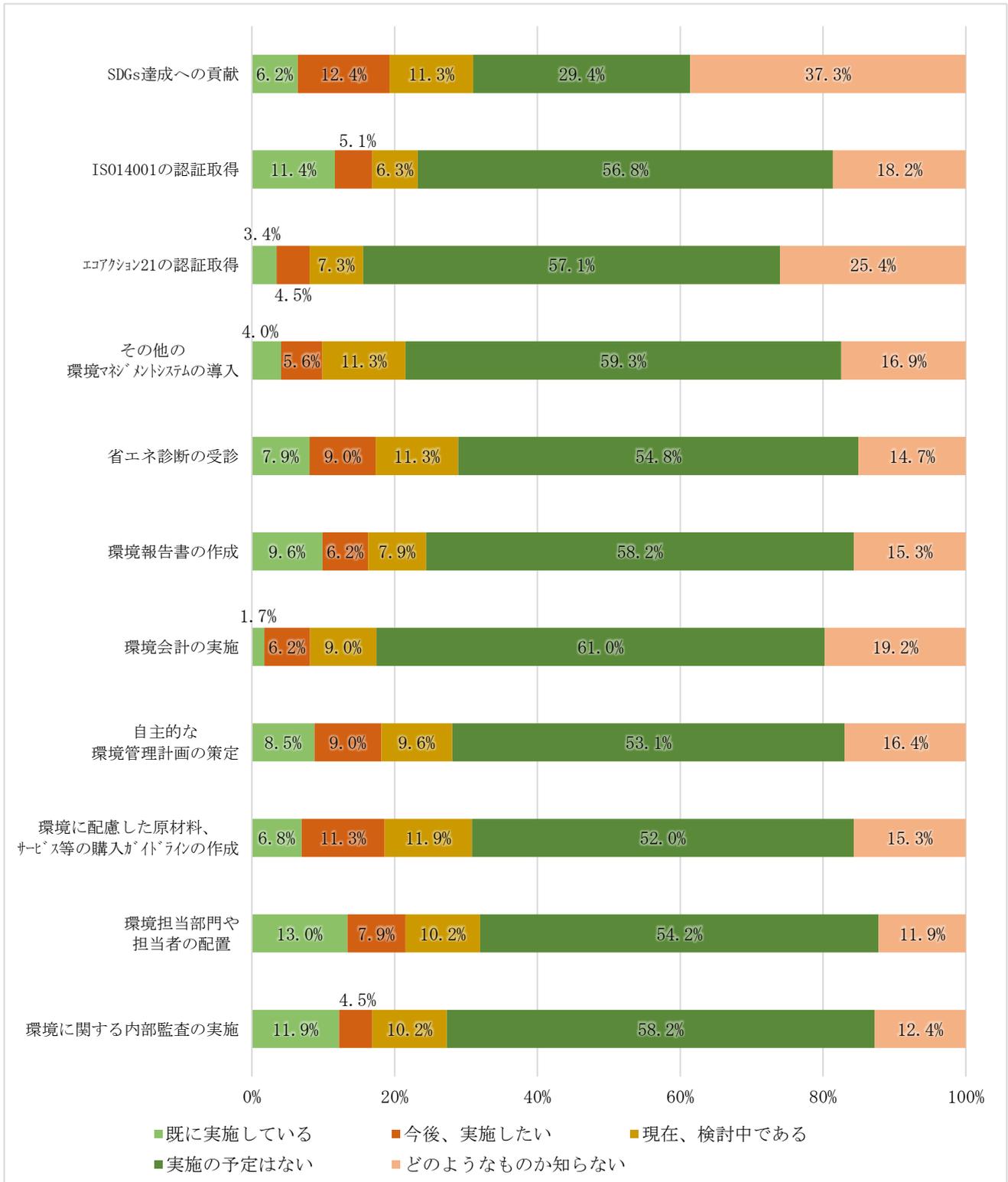


図 8 - 6 環境問題や地球温暖化防止に取り組む理由

(6) 環境に関する取組み【事業者アンケート】

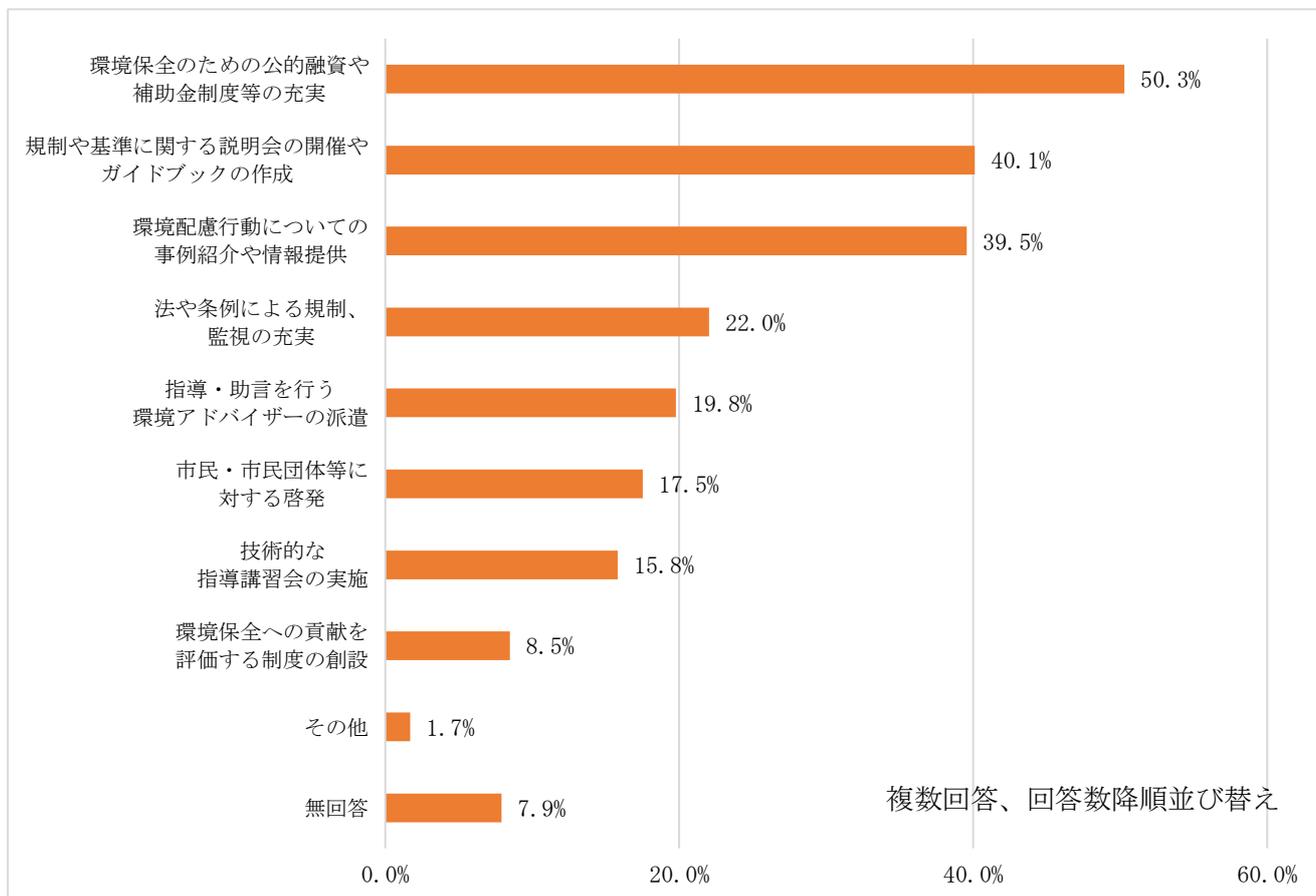
「既に実行している」と回答した割合は、全項目で10%程度またはそれ以下にとどまっています。しかし、「今後、実施したい」、「現在、検討中である」を合算した割合は、「SDGs達成への貢献」、「省エネ診断の受診」、「環境に配慮した原材料、サービス等の購入ガイドラインの作成」等が比較的高くなっています。

図8-7 環境に関する経営方針や管理手法の導入について【事業者アンケート】



(7) 市の取組みに対する要望【事業者アンケート】

事業者の要望として、「環境保全のための公的融資や、補助金制度等の充実」が50%を超えて最も高い項目となっています。次いで、「規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成」、「環境配慮行動についての事例紹介や情報提供」となっています。



9 環境施策の実施状況

(1) 第2次徳島市環境基本計画の概要

ア 策定

平成22年12月

イ 計画期間

平成23年度から令和2年度までの10年間

ウ 対象とする範囲

「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」

エ 望ましい環境の将来像

「みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま」

オ 計画の内容

望ましい環境の将来像の実現に向け、基本目標や定量目標を掲げ、体系的に施策を展開。

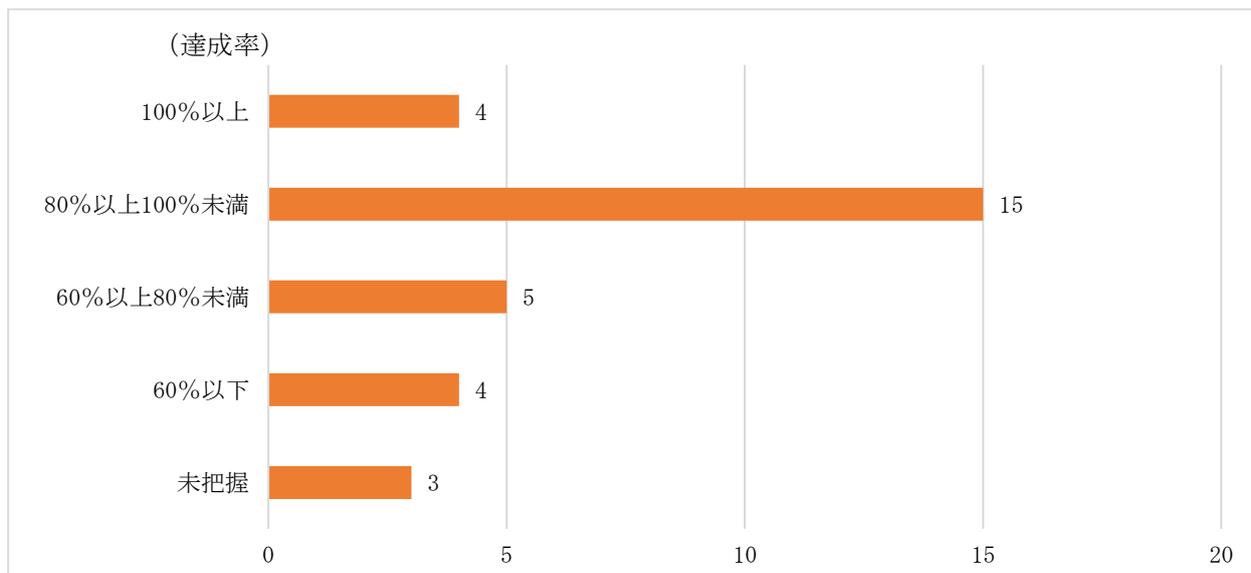
基本目標：5、基本施策：16、施策：47、定量目標：31

(2) 定量目標の達成状況

定量目標は、平成21年度（基準年度）を現状値として、目標年度である令和2年度に達成を目指す数値を掲げています（達成状況や各事業計画を踏まえ、随時見直し）。

平成30年度末時点での定量目標の達成に向けた進捗状況を整理したところ、概ね順調に推進できていると考えられます。

図9-1 定量目標の達成状況



第3章 計画の目標

1 目指す環境像

本市が目指す環境像を次のとおり設定します。

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま

～将来世代とともに 希望あふれる未来を目指して～

四国三郎“吉野川”をはじめ、大小あわせて138の河川が市域を流れるなど、美しい水とともに発展してきた「水都」徳島は、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、人だけでなく多くの生命を育んでいます。

まちの中心地に眉山、城山といった緑のランドマークも存在し、より豊かな自然に恵まれています。

人々の生活と豊かな自然環境が近くある本市特有の環境を守り、これらを将来に引き継いでいかなければなりません。

◆四国三郎“吉野川”

吉野川は四国三郎として全国に知られるあばれ川ですが、雄大な流れとそれに育まれた緑豊かな自然は、藍に代表される独自の伝統文化を育み、東四国の拠点としての発展を支えてきました。

◆環境共生都市

徳島市民は、豊かな自然環境によって、何代にもわたって歴史・文化をつくるだけでなく、ひょうたん島クルーズなどの魅力を継承してきました。このように「自然」と「人」とか共生した「まち」であることが重要です。

◆将来世代と希望あふれる未来

本市特有の恵まれた自然環境を良好に保つのはもちろんのこと、一人ひとりが地球への思いやりを持ち、協働して環境へ配慮することで、地域の伝統と調和し、気候変動に強く安心して住みつづけることができる「持続可能なまち」を目指します。さらには将来世代へつなぐことで、希望と笑顔あふれる未来の創造を目指します。

2 基本目標及び施策の展開

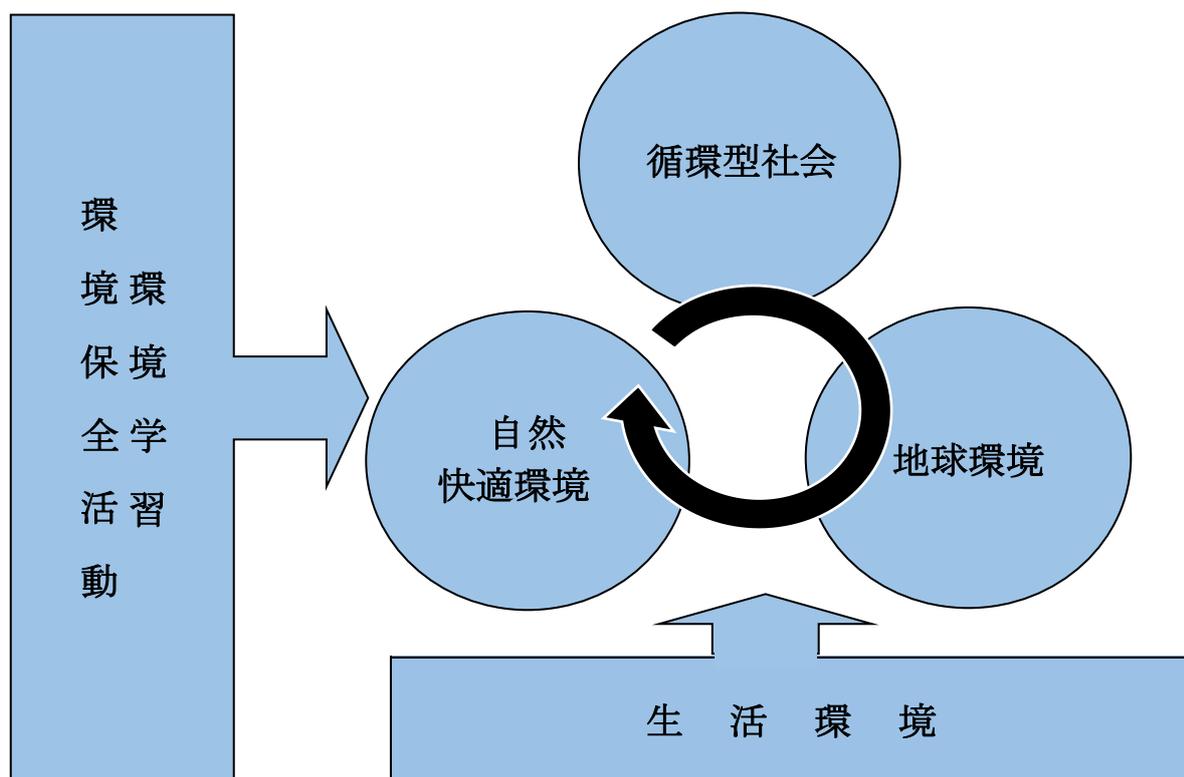
(1) 基本的考え方

本計画で対象とする環境の範囲は、「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野となっています。これらの分野は、お互いに深く関わっていますが、地域環境である「生活環境」「自然環境」「快適環境」に対して、それらを支える「地球環境」を保全することが、今後の環境への取組みを進める上で重要です。これら4分野に加え、国の第5次環境基本計画で示されている地域循環共生圏の考え方を踏まえ、新たに「循環型社会」を加え、施策を展開します。

また、私たちの生活における利便性や快適性については、都市基盤の整備だけではなく、自然環境を保全することも非常に関係の深い問題となっていることから、「自然環境」と「快適環境」を統合した基本目標のもと、取組みを推進します。

本計画では、健康で安全、快適な「生活環境」が基盤として構築されていることを前提として、「地球環境」「自然、快適環境」「循環型社会」の3つの分野別の基本目標が統合的に達成される環境共生都市を目指すものとします。

これらの各環境分野における取組みを促進するためには、環境について「学び」「行動」し、次の世代に本市の豊かな環境を引き継いでいくことが重要であることから、「環境学習、環境保全活動」はすべての環境分野を包含する分野として位置づけます。



2 基本目標と基本施策

目指す環境像を実現するために必要な目標の柱として、「地球環境」「生活環境」「自然・快適環境」「循環型社会」「環境学習・環境保全活動」の5つの環境分野に応じて基本目標を設定します。

基本目標1 地球市民として低炭素型社会を目指すまち

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は多様であり、その対策も家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から交通、都市基盤の整備など多岐に渡ります。

エネルギーの利用による温室効果ガス排出量増大が地球温暖化の大きな原因となっていることから、低炭素型、気候変動につよいまちづくりを目指すとともに、気候変動に適応するための施策を展開するものとします。

基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

水や大気が健全な状態で維持され、安心できる生活環境が構築されていることは、人だけでなく、すべての生き物が健康に生きていく上の基盤となるものです。

本市は吉野川をはじめ、河川が多く水に恵まれた都市であることから、将来世代にこの良好な状態を引き継いでいくための施策を展開するものとします。

基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

動植物、自然景観、土地利用などはお互いに深く関わっており、私たちの生活にも密接しているものが多くなっています。

本市の豊かな自然を保全するためには、動植物の保全だけでなく、都市基盤の整備なども合わせて進める必要があることから、自然に対する関心度を高め、保全するとともに、自然と人が共生していくための施策を展開するものとします。

基本目標4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが構築され、日常のライフスタイルが多様化しています。

廃棄物の発生抑制対策だけでなく、資源採取から生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動のすべての段階において無駄を抑え、資源の循環利用を推進することで環境負荷を減らすことが求められていることから、市民、事業者が高い意識を持ち、ごみの減量化、再資源化を推進する循環型社会を構築するための施策を展開するものとします。

基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

環境に対する取組みについては、必要性は認識しているものの実際に行動に移すのは難しい傾向にあります。

環境学習、環境教育については、環境意識の強い市民だけでなく、幅広く、特に将来を担う子どもたちに啓発や取組みを推進し、本市の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことが重要であることから、市民、事業者と連携、協働し、次世代を巻き込んだ環境学習や活動支援を行うための施策を展開するものとします。

3 計画の体系

環境像	基本目標	基本施策	施策	
四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま	地球市民として 低炭素型社会を 目指すまち (地球環境)	エネルギー利用による 温室効果ガス削減	地球温暖化対策 再生可能エネルギーの利用促進	
		低炭素型まちづくりの推進	環境に配慮した交通対策 吸収源対策及びヒートアイランドの緩和	
		気候変動につよいまちづくり	自然災害対策 健康被害防止	
	いつまでも健康で、 安心して 暮らせるまち (生活環境)	水環境・土壌環境の保全	水環境のモニタリング	事業活動による水質汚濁の防止 生活排水への対策 地下水・土壌汚染対策の推進
			大気環境・音環境の保全	大気・音環境のモニタリング 事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止 騒音、振動の防止
				有害化学物質などへの対策
		快適で 安らぎのある 自然と人が 共生できるまち (自然・快適環境)	身近な自然環境の保全	生物多様性の確保 鳥獣保護・管理の推進
			水と緑、自然とのふれあいの推進	水と緑とのふれあいの場や機会の提供 水辺空間の創出、緑化の推進
			里地・里山の保全、創造	森林・農地の保全 環境保全型農業の推進 地産地消の推進
	良好な景観形成の推進		地域特性を活かしたまちづくり 自然景観の保全と活用	
	持続可能な 資源循環システムが 構築されているまち (循環型社会)	ごみの減量、リサイクル	ごみを出さないライフスタイルの推進 ごみの発生抑制 再資源化の推進 グリーン購入の推進 食品ロス削減などへの対策	
			プラスチックごみ対策	プラスチックごみ削減の推進 海洋プラスチックごみ対策
			安心できるごみ処理体制の確保	環境負荷の少ないごみ処理体制の構築 適正処理の推進
		次世代につなぐ、 環境行動力の 高いまち (環境学習・ 環境保全活動)	環境教育・環境学習の充実	環境教育、環境学習の推進 学校における環境教育、環境学習の推進 人材の育成、活用
				環境保全活動の推進
			環境情報の充実・共有	環境情報の収集 環境情報の提供、発信

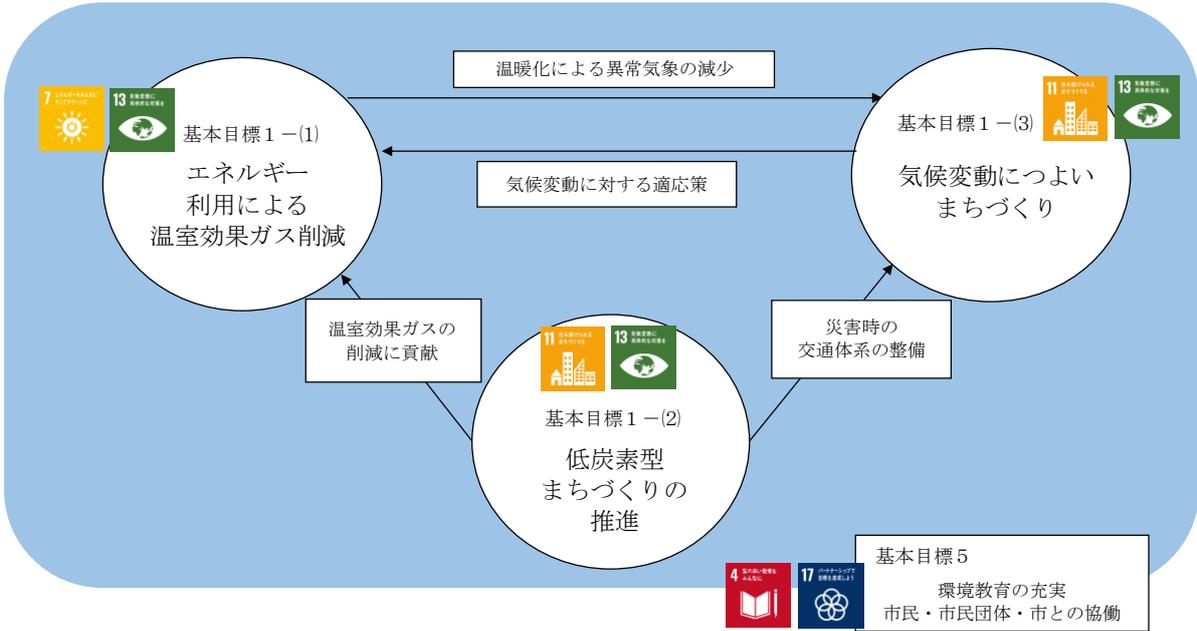
第4章 施策の展開



基本目標 1

地球市民として低炭素型社会を目指すまち

兼「第3次徳島市地球温暖化対策推進計画」



本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に規定される「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるもので、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものです。

【定量目標】

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和 12 年度）
市域から排出される温室効果ガス排出量	1,997 千トン（H28）	平成 25（2013）年度比で 40%削減
省エネに取り組んでいる人の割合	未把握	
市役所から排出される温室効果ガス排出量	算出中	
市内における太陽光発電システム導入容量	111,097kW	
災害への備えが整っていると感じる市民の割合	47.0%	58.0%

本市の温室効果ガス削減目標の設定

日本では「地球温暖化対策計画」において、「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減」とする削減目標を掲げています。本市では、国の削減目標に地域から貢献すべく、以下の削減目標を掲げます。

**令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を、
平成 25（2013）年度比で 40.0%削減する**

※なお、国の温暖化対策やエネルギー政策に応じて、さらに対策が可能な場合には、さらなる削減を目指します。
※指定感染症、検疫感染症の流行等、社会情勢の大きな変化があった場合は、必要に応じて中間見直しを実施します。
※長期目標は設定しませんが、国が掲げる「令和 32（2050）年度までに 80%削減」や県が掲げる「令和 32（2050）年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標を踏まえ、本市でも長期的・計画的な視点をもって対策を進めていきます。

【コラム】適応策と緩和策

温室効果ガスの排出削減と、二酸化炭素の吸収源対策を行うことが「緩和策」です。省エネの取り組みや、再生可能エネルギーの推進、植林による二酸化炭素の吸収源対策等が挙げられます。

これに対して、すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件に柔軟に対応し対応力を向上させ、また利用を行うことを「適応」といいます。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散と、機会の利用を踏まえた対策のことで、気候変動による降水量の増加等に伴う災害への備えや、熱中症対策のためのインフラ整備等が例として挙げられます。

パリ協定に基づき、世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2°C以内にとどめられたとしても、気温の上昇、降水量の変化などの気候の変化、海面の上昇等が生じる可能性があり、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活といった広範な分野で影響が生ずることが予測されています。

こうしたことから、温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」の取り組みを着実に進めるとともに、すでに現れている影響や、今後避けることのできない影響への「適応」を計画的に進める必要があります。本計画においては、緩和策と適応策の両輪で地球温暖化対策を推進していくこととします。

緩和：気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

適応：すでに生じている、あるいは将来予測される**気候変動への対応力の向上**



1 エネルギー利用による温室効果ガス削減

市の取組み

◇地球温暖化対策

- ・日常生活の中で実践できる省エネ行動や省エネ機器、COOL CHOICE 等について広報紙やホームページ、SNS 等さまざまな媒体を用いて普及啓発を行い、省エネに対する意識及び行動の輪を広げます。
- ・小学生を対象に環境講座を開催し、家庭で省エネ行動を実践した子どもたちを、子ども環境リーダーとして認定することで、次世代を担う子どもたちの省エネ、省資源の意識高揚を図るとともに、子どもから親世代への家庭での啓発を促進します。
- ・建築物の省エネ性能を表示する国の制度について普及啓発を図り、建築物の高断熱化等を誘導します。
- ・電力小売全面自由化を踏まえ、市民や事業者に対し、より低炭素な電力を供給する小売電気事業者（電力 CO2 排出係数の低い小売電気事業者）の情報を提供します。
- ・省エネ診断や BEMS、ESCO 事業等についての情報を提供し、事業者の普及啓発活動を推進します。
- ・エコアクション21等、環境マネジメントシステムに関する情報の提供、認証取得を支援します。
- ・公共施設に高断熱、高効率給湯器、空調、コージェネレーション等の導入を推進し、省エネ性能に優れた施設整備を行います。
- ・公共施設は省エネ診断を受けるなど、積極的に省エネのための検討を行い、継続的な設備改善を行います。
- ・徳島市エコオフィスプランに基づき、市職員は率先して省エネルギー行動を実践します。

◇再生可能エネルギーの利用促進

- ・住宅用太陽光発電システムの省エネ効果やメンテナンス、設置に向けた支援策等について周知を図るほか、より効果的な情報提供の方法について検討を行います。
- ・公共施設の規模や用途に応じた再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー等）の導入を図ります。
- ・ごみ処理や、下水処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を図るほか、今後の施設整備においても廃熱などの未利用エネルギーの有効活用の検討を行います。
- ・国や県が推進する水素社会実現のため、水素の利活用を検討します。

市民の取組み

- 冷暖房の適切な温度管理や見ていないテレビを消す等、家電製品の使い方を見直すことにより、省エネ型ライフスタイルを実践します。
- 家電などを買い換えるときは、省エネ性能の高い製品を選びます。
- COOL CHOICEの取組みについて理解し、個人として取組宣言を行います。
- LED照明や高効率給湯器を導入したり、高断熱化や採光等に配慮したりして、住宅の省エネ化を進めます。
- 住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム等、再生可能エネルギーの導入に努めます。

事業者の取組み

- ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取得や、オフィスでの省エネ行動、クールビズやウォームビズの実施など、環境にやさしい事業活動を行います。
- 機器の更新の際には省エネ性能の高い設備の導入を検討したり、ESCO事業の導入などをすすめ、事業所の省エネ化を進めます。
- COOL CHOICEの取組みについて理解し、事業所として取組宣言を行います。
- フロン類を使用している業務用機器は適正な管理を行い、廃棄する際は適正処理に努めるとともにノンフロン製品・設備の導入を検討します。
- 太陽光発電システムを設置する等、再生可能エネルギーを積極的に利用します。
- より環境に配慮された物品の購入や役務の調達に努めます。

2 低炭素型まちづくりの推進

市の取組み

◇環境に配慮した交通対策

- ・地域の実情に応じた移動手段の導入への支援や、利用者サービスの向上を図ります。
- ・市中心拠点と地域拠点が、利便性の高い公共交通によって結ばれた、集約型都市構造の構築を図ります。
- ・環境保全、交通安全、経費削減の効果が期待できるエコドライブの情報提供を行うとともに、徳島エコ・カーライフの普及啓発を図ります。
- ・エコカーについての情報を提供し、普及啓発を図ります。
- ・公用車にエコカーを積極的に導入するとともに、市職員によるエコドライブの率先実行に努めます。
- ・シェアサイクル等、安心して環境にやさしい移動手段の導入を検討し、過度な自動車依存社会からの脱却を図ります。
- ・徳島市自転車活用推進計画に基づき、誰もが安全で快適に自転車を利用することが出来るよう、自転車通行空間を整備するとともに、計画の進捗管理を行い、自転車利活用を推進します。

◇吸収源対策及びヒートアイランドの緩和

- ・森林公園の維持管理を行い、森林の保全に努めます。
- ・樹木の保全を推進するため、徳島市緑化条例に基づき保存樹木の指定を行うとともに、維持管理を奨励します。
- ・ヒートアイランド現象について、地域の現状を把握、情報提供し、普及啓発を行います。
- ・公共施設の緑化を進めるとともに、市民、事業者に対して緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化等の導入を推進します。

市民の取組み

- ・外出の際には徒歩や自転車、公共交通機関を利用する等、過度に自動車に頼らない生活を心がけるほか、自動車を利用する際はエコドライブを心がけ、自動車の適正利用に取り組みます。
- ・自動車の購入の際には、エコカーの購入を検討します。
- ・在宅勤務制度やオンライン会議等を活用し、新しい働き方への転換を図ります。
- ・庭やベランダなどの緑化に努めるとともに、身近な緑の保全に努めます。
- ・公園や地域の緑化活動へ積極的に参加します。

事業者の取組み

- ・物流の効率化のため、共同輸送などによる積載率の向上などを図ります。また、自動車による貨物輸送から鉄道、船舶輸送への転換を検討します。
- ・事業所の自動車台数の適正化を図るとともに、エコカーの導入を進めます。
- ・従業員に対し、ノーマイカーデーやエコ通勤等の取組みを周知するほか、運転時にはエコドライブを推進します。
- ・在宅勤務制度等、新しい働き方の導入を検討します。
- ・事業所敷地内の緑化に努めます。
- ・地域の緑化推進活動、緑化保全活動等に参加、協力します。

3 気候変動につよいまちづくり

市の取組み

◇自然災害対策

- ・住環境の整備・充実を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・災害時、広域避難場所や救援活動等の拠点として防災上重要な役割を担うため、都市公園や緑地の計画的な整備を推進します。
- ・上下水道、電気、ガスなどのライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であるため、施設の安全性の一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替施設の整備等を推進します。
- ・自然災害の危険性や知識、心得等の普及啓発を図り、市民の避難行動につなげます。
- ・河川水路については、常に技術的診断を加え水害時を考慮して各種の改良工事を施工することにより、流域の水害防除に努めます。
- ・被害の拡大を防ぐため、台風襲来、集中豪雨等の恐れがあるときは、消防機関その他防災関係機関と危険区域、予想危険区域等を巡視します。

◇健康被害防止

- ・新型コロナウイルス等の感染症の流行を防ぐため、「新しい生活様式」の定着を図り、安心・安全に生活できるよう普及啓発を図ります。
- ・気温の上昇により熱中症罹患者の増加や、感染症を媒介する蚊等の分布可能域の変化による感染リスクの上昇が懸念されるため、必要な情報の提供、注意喚起、普及啓発等の充実を図ります。
- ・公共施設において、熱環境に配慮したハード面の整備を検討するほか、クールシェア等について啓発を行います。
- ・幼稚園や小・中学校において、「こまめな塩分・水分補給」等、熱中症予防のための健康管理の実施に加え、空調機器を計画的に配備、適切に使用することで、快適な学習環境を保持します。

市民の取組み

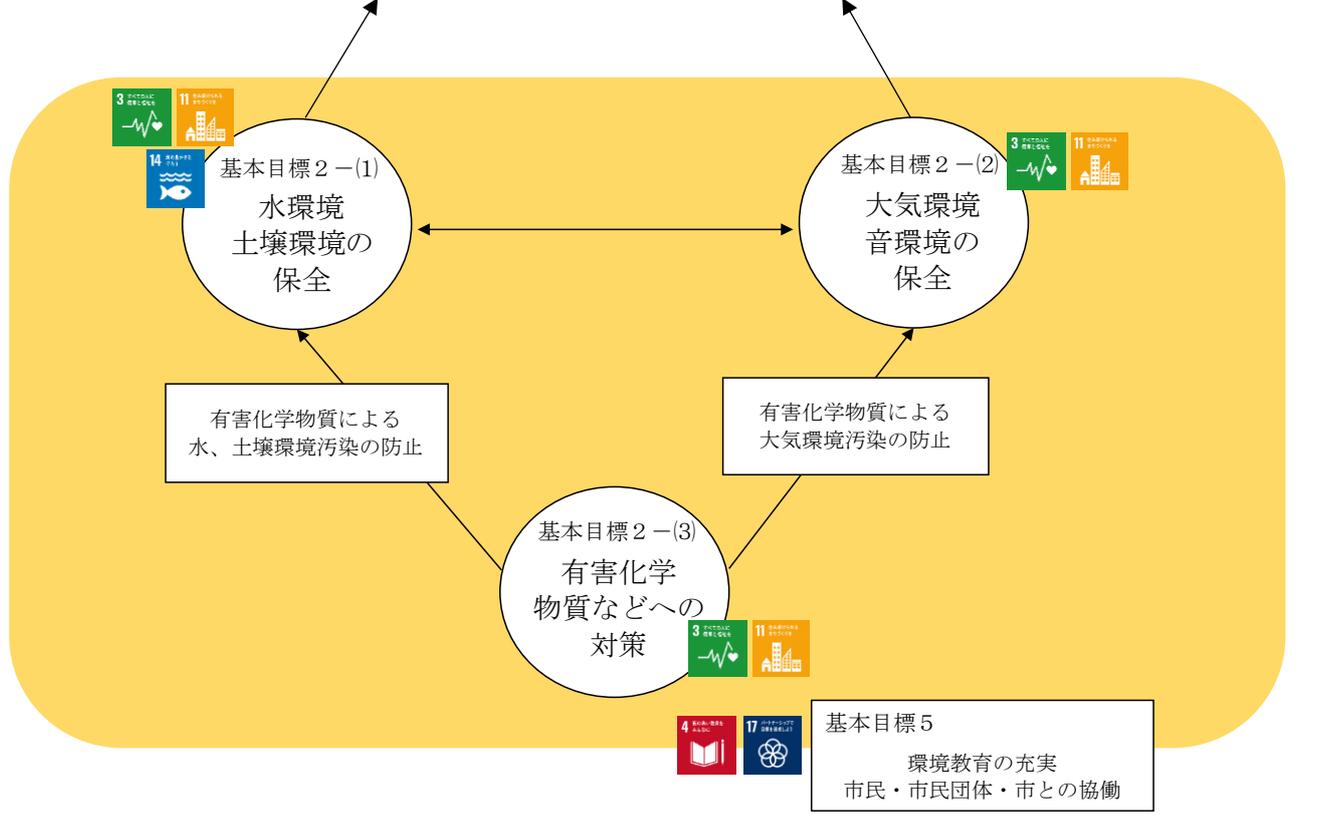
- ・ハザードマップ等の確認や、いざというときの家族の行動について話し合い、防災意識を高めます。
- ・積極的な自主防災組織への参加や、地域の防災訓練などを通して、お互いが支え合う地域づくりを進めます。
- ・日ごろから気象情報等の情報収集に努め、気温上昇が見込まれるときは屋外での作業を控える、こまめに水分を補給する等、熱中症予防に努めます。

事業者の取組み

- ・従業員等の安全を確保するとともに、事業の継続または早期再開ができるよう、BCP（事業継続計画）を策定します。
- ・地域における被害を最小限に防ぐため、周辺地域と連携体制を構築します。
- ・日ごろから気象情報等の情報収集の確保に努め、気温上昇が見込まれるときは屋外での作業を控える、こまめに水分を補給する等、従業員の熱中症予防に努めます。



基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち



【定量目標】

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
生活排水が適切に処理されていると感じる市民の割合	53.4%	80.0%
水質汚濁に係る環境基準達成率	達成	継続達成
汚水処理人口普及率	80.6%	90.0%
大気汚染に係る環境基準達成率	10項目中9項目達成	全項目達成
騒音に係る環境基準達成率	18箇所中13箇所達成	継続達成
有害化学物質（ダイキシン類）に係る環境基準達成率	達成	継続達成
公害苦情件数	50件	

1 水環境・土壌環境の保全

市の取組み

◇水環境のモニタリング

- ・河川や海域、地下水について、水環境の状況を的確に把握するためのモニタリングを実施します。

◇事業活動による水質汚濁の防止

- ・水質汚濁防止法などの水質に関する環境法令に基づく規制の取組みを実施します。
- ・市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結します。

◇生活排水への対策

- ・生活排水の浄化を推進するため、計画的な生活排水浄化対策を検討し推進するとともに、生活排水浄化実践推進員との協働などにより、市民と連携を図りながら水質汚濁防止の啓発に努めます。
- ・公共下水道計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、計画区域外においては、浄化槽の設置・転換を促進します。
- ・浄化槽の適正な維持管理について、県などの関係機関と連携し、指導・啓発を行います。

◇地下水・土壌汚染対策の推進

- ・工場・事業場に対して有害物質の使用、保管、処理状況について監視、指導等を行い、有害物質の地下への浸透による汚染の未然防止を図ります。
- ・工場・事業場の所有者に対し、土地利用の経過・立地条件など現地の実情を勘案し、土地改変機会などをとらえて、敷地内及び周辺土壌の状況把握を促進します。
- ・土壌汚染について基準を超えた土地を区域指定するなど、健康被害に繋がらないよう適切な管理を指導します。

市民の取組み

- ・洗剤の使用量、調理の際のごみなどに配慮し、生活排水による負荷を減らすよう努めます。
- ・公共下水道に積極的に接続するとともに、認可区域外では合併処理浄化槽へ切り替えます。
- ・浄化槽の清掃や保守点検及び法定検査の受検を定期的に行い、適正に維持管理します。
- ・生活排水浄化実践推進員は、各地域において生活排水浄化に関する学習会を開催するなど、市の生活排水浄化関連施策に協力します。

事業者の取組み

- ・水質汚濁防止に関する法令、条例を遵守するとともに、排水処理の高度化を図るなど、より一層の水質汚濁の低減に努めます。
- ・農薬や化学肥料などの使用削減に努め、過剰な窒素、りんなどの削減を図ります。

2 大気環境・音環境の保全

市の取組み

◇大気・音環境のモニタリング

- ・大気環境や音環境の状況を的確に把握するためのモニタリングを実施します。環境基準を達成できていない光化学オキシダントや市民の関心の高い PM2.5 については、高濃度時の速やかな注意喚起を実施します。

◇事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止

- ・工場・事業場に対して、大気汚染防止法などを所管する県と連携して立入調査を実施するなど、必要な指導を行います。
- ・安易な野外焼却を防ぐために、農林業に伴う剪定枝や使用済み農業用ビニールなどの適正処理について指導や啓発に努めます。
- ・悪臭防止法などの悪臭に関する環境法令に基づく規制の取組みを実施します。
- ・悪臭の実態等に応じた規制地域や規制基準等の見直しを行います。

◇騒音、振動の防止

- ・工場・事業場や建設作業から発生する騒音や振動について、法令に基づく届出により公害の未然防止を図ります。
- ・近隣に対する音の配慮についての周知啓発に努めるほか、騒音規制法、振動規制法などの音や振動に関する環境法令に基づく規制の取組みを実施します。
- ・自動車交通騒音など自動車交通騒音の状況を把握するためのモニタリングや面的評価を実施するとともに、改善が必要な場合は、関係機関と速やかに協議します。
- ・土地利用等の実情に応じて、騒音に係る環境基準の類型指定や見直し、規制地域の見直しを行います。

市民の取組み

- ・車の購入の際にはエコカーを検討するとともに、エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりアクセル等）を実践します。
- ・家屋を建築、解体する場合は、施工主として建築、解体時の騒音振動を抑制するよう努めます。

事業者の取組み

- ・大気汚染防止に関する法令、条例を遵守するとともに、大気汚染物質の自主的な削減に努めます。
- ・エコカー導入を検討するとともに、従業員に対し、エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりアクセル等）を実践するよう啓発します。
- ・悪臭に関する法令、条例を遵守するとともに、悪臭物質が外部にもれないよう設備管理を徹底する等周辺の環境に配慮します。
- ・騒音、振動に関する法令、条例を遵守し、適切な対策を講じるとともに、小規模の騒音、振動発生機器についても、周辺地域への影響に十分配慮します。
- ・工事を行う際は、事前に周辺への説明を行い、低騒音型の工事機械の利用や工事時間帯の制限によりできるだけ騒音や振動を発生させないよう配慮します。

3 有害化学物質などへの対策

市の取組み

◇有害化学物質による環境汚染の防止

- ・ダイオキシン類、アスベストなどに関する最新情報を把握するとともに、これらの情報をわかりやすく提供するよう努めます。
- ・化学物質の環境リスクを低減するため、事業者における化学物質の適正な管理を促進します。
- ・農薬の安全及び適正使用について広報や指導を行います。

◇公害の未然防止

- ・市民から寄せられる、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭など苦情解決のため発生源に対する規制・指導を行います。
- ・騒音・振動・悪臭について、土地利用等の実情を踏まえ環境基準の類型指定や規制地域等の見直しを行います。

市民の取組み

- ・ダイオキシン類の発生抑制のため、家庭でのごみ焼却を行いません。
- ・リスクコミュニケーションに参加するなど、化学物質への正しい理解を深めるよう努めます。

事業者の取組み

- ・化学物質排出把握管理促進法に定める化学物質適正管理指針等に基づき、化学物質の自主的な管理の改善を行い、化学物質の排出量等を抑制します。
- ・化学物質の使用においては、人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのない物質への転換を図ります。
- ・地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報提供に努めます。
- ・アスベストを使用している建築物がある場合は、飛散防止のため除去、封じ込め、囲い込みなどの対策をとります。



基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち



【定量目標】

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合	未把握	
自然へのふれあいに関する事業への参加者数	6,665 人	
緑化推進事業参加者数	3,600 人	4,700 人

1 身近な自然環境の保全

市の取組み

◇生物多様性の確保

- ・市域に生息する動植物の状況について、市民参加や地域の専門家、市民団体などとの連携により把握するとともに、情報発信や啓発を行います。
- ・生態系に及ぼす影響の大きい特定外来種については、飼育や運搬の禁止など流入防止や被害予防に関する情報提供・発信や啓発を行います。
- ・河川や用排水路の改修などを行う際には、周辺の自然環境や生態系に配慮した整備を推進するとともに適切な保全管理を推進します。
- ・徳島市の地域別の自然環境の状況などを紹介した徳島市環境資源情報ガイドブックを活用し、身近な自然についての情報提供・発信を進めます。
- ・日本動物園水族館協会や他動物園との連携を強化し、ブリーディングローン（動物の貸し借りをを行うなど協力して種の保存を実行していく制度）による繁殖を促進します。
- ・徳島県に生息している希少種、絶滅危惧種の保護活動を、環境省、文部科学省や県及び各種研究機関と連携して取り組みます。

◇鳥獣保護・管理の推進

- ・関係団体への委託による計画的な有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などにより、有害鳥獣による農作物や人への被害防止対策を推進します。
- ・家畜や愛玩動物によるふれあい体験などを通じて、野生生物への適切な接し方などを普及啓発します。
- ・「とくしま動物園」で傷病鳥獣の受入を行い、関係機関と協力して野生鳥獣の保護に努めます。

市民の取組み

- ・地域の生態系を理解するため、市や市民団体が実施する生き物調査や自然観察会に参加、協力します。
- ・希少な野生動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしません。
- ・生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来生物はむやみに「入れない」、飼養・栽培している外来生物を適切に管理し「捨てない」、すでに繁殖している外来生物を「拡げない」ようにします。

事業者の取組み

- ・開発を行う際は、鳥獣保護区や自然公園などの地域指定の規則に従うとともに、動植物が生息、生育する自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行います。

2 水と緑、自然とのふれあいの推進

市の取組み

◇水と緑とのふれあいの場や機会の提供

- ・ひょうたん島周辺の水にちなんだ景観を楽しむ周遊船などにより身近な自然とのふれあいの推進を図ります。
- ・眉山、城山や吉野川河口など自然観察や自然に親しめる場に関する情報を提供・発信するとともに関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会を開催するなど自然とふれあう機会の提供に努めます。
- ・森林公園の維持管理を行い、森林の保全及び景観の保持に努めることで、身近な自然環境を保全し、市民と自然がふれあう場を提供します。

◇水辺空間の創出、緑化の推進

- ・親水性のある公共空間（公園等）の整備を進め、人々の生活と水辺空間が調和した憩いの空間づくりを推進します。
- ・公園等への美化意識・愛護心の啓発を図り、緑化を推進します。
- ・花と緑あふれるまちづくり実現に向け、花苗等を助成します。
- ・学校や公園など公共施設の緑化を推進するほか、ボランティア団体が行う公共用地の緑化活動への支援などを行います。

市民の取組み

- ・水辺や公園などを訪れ、積極的に自然とふれあいます。
- ・庭やベランダなどの緑化に努めるとともに、身近な緑の保全に努めます。
- ・公園や地域の緑化活動へ参加、協力します。

事業者の取組み

- ・事業所敷地内の緑化に努めるとともに、緑化推進活動、緑化保全活動等に参加します。

3 里地・里山の保全、創造

市の取組み

◇森林、農地の保全

- ・眉山や日峯山など生き物の生息地となる市街地やその周辺部の樹林を緑地保全地区へ指定・拡大することにより保全に努めます。
- ・四国山地に属する山々や丘陵地における山林について、徳島市森林整備計画に基づき森林の整備、市有林の適切な維持管理など地域の自然的社会的条件に応じて緑の保全に努めます。
- ・緑豊かな田園風景を形成する農地について、中山間地域の農地確保や耕作放棄地の復旧活動を支援するなど農業の維持によりその保全を図ります。
- ・森林・農地に関わる小川・用水路について、適切な維持・管理が行われるよう支援するとともに生息する生き物に配慮した整備に努めます。
- ・市民農園の開設支援や農業体験などを通じて、将来の担い手の育成や確保を図るほか、農地中間管理機構との連携などにより農地の貸し手、借り手のマッチングを促進し、遊休農地の有効利用を図ります。

◇環境保全型農業の推進

- ・堆肥の活用や農薬・化学肥料の使用量を削減する技術などの普及啓発をすることにより、持続性の高い農業（エコファーマー）の育成に努めます
- ・家畜ふん尿の堆肥化や適切な管理を推進することにより、家畜ふん尿に起因する悪臭、水質汚濁を防止します。

◇地産地消の推進

- ・徳島市の豊かな自然環境の中で生産された農作物に対する認識を深め、地元で消費する地産地消の取組みを支援することで生態系の一つである農地を維持します。
- ・農林水産業のPRと生産者と消費者の交流を図るとともに、地域や学校などにおける食育を通じて地産地消を推進します。

市民の取組み

- ・市民農園などを通じて、農地が持っている環境保全機能など、農業及び農地の大切さについて理解を深め、その保全に協力します。
- ・地場で作られた農作物を優先的に消費します。
- ・学校等での食育を通じ、地産地消についての知識を深めます。

事業者の取組み

- ・動植物の生息環境や保水機能などを持つ農地の保全に寄与するために、自然とふれあえる農業体験の場や機会の提供、支援を行います。
- ・農薬の適正利用、農業用資材の適切な管理に努めます。

4 良好な景観形成の推進

市の取組み

◇地域特性を活かしたまちづくり

- ・徳島市景観まちづくり条例及び徳島市景観計画に基づき、眉山などの自然景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図るなど、水と緑に囲まれた自然環境を生かしたまちづくりを推進します。
- ・新町川・助任川のひょうたん島を拠点として、護岸修景・遊歩道や新たな船着場（川の駅・川の停留所）の整備などを進めるとともに、地域資源である LED を活用した景観整備を行うなど水を生かしたまちづくりを進めます。
- ・海辺や河川などにおいては、自然環境に配慮した整備や維持管理を行うことで多くの生き物が生息・生育できる環境の確保に努めるとともに、市民に親しまれる水辺空間の創出に努めます。
- ・身近な緑地、樹林などを保全・整備し、市民が気軽に自然と憩い、ふれあえる緑の空間づくりを進めます。
- ・景観まちづくりセミナーの開催を通じて、市民のまちづくりに対する意識高揚を図ります。

◇自然景観の保全と活用

- ・景観、伝統文化として徳島市が選定したとくしま市民遺産の活用を通じ、地域の自然環境や良好な景観資源の保全に努めます。
- ・公共建築物・施設の整備にあたっては、徳島市景観計画に基づき、自然や文化、風土に根ざした施設づくりを推進します。
- ・自然的景勝地を有する風致地区については、地区内での開発行為・建築物などに対して徳島市風致地区条例に基づき、規制・指導を行い、緑地や自然景観の保全に努めます。

市民の取組み

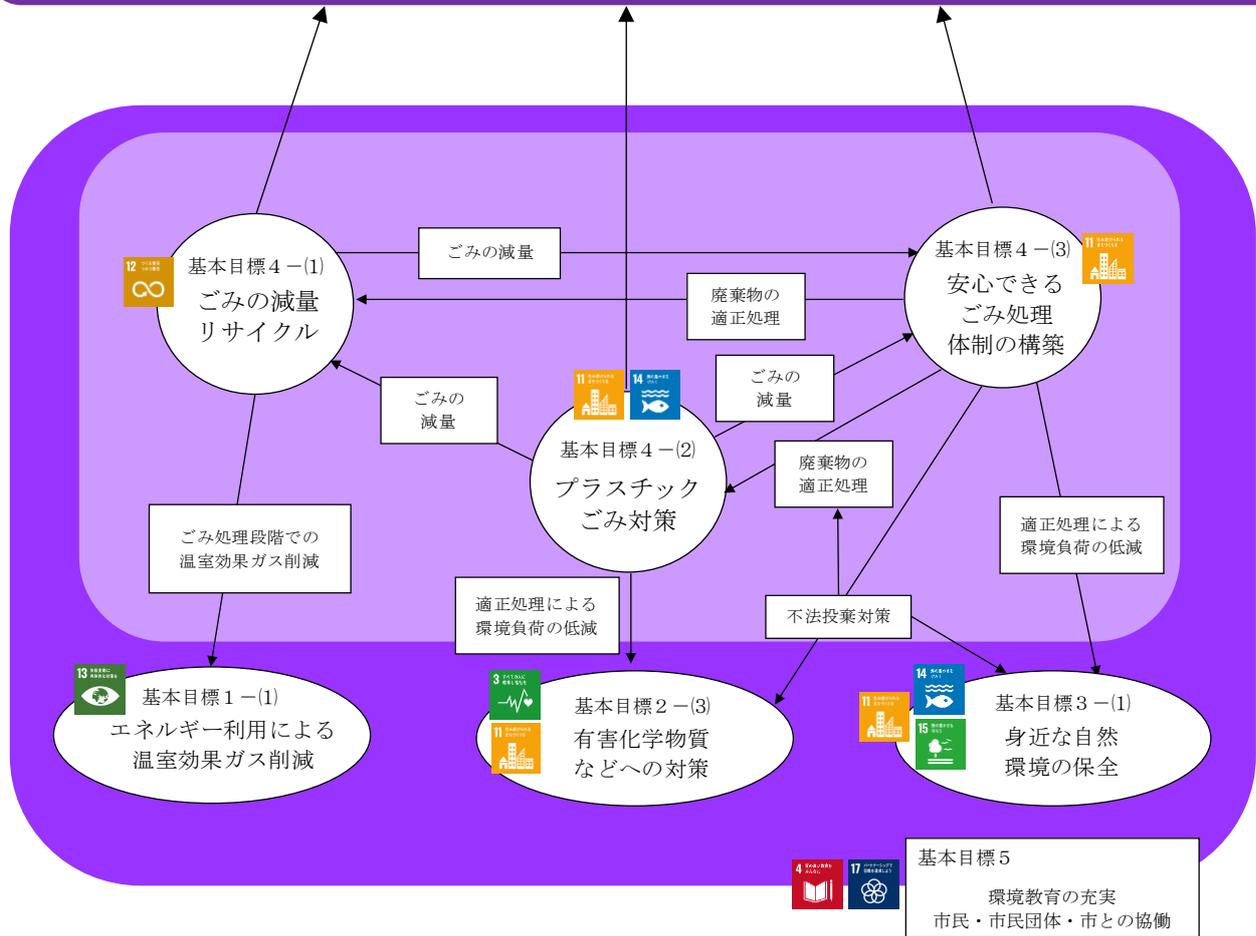
- ・地域のまちづくりに積極的に参加します。
- ・家の新築、増改築時には規模やデザインなど周辺景観との調和を図り、良好な景観づくりに努めます。

事業者の取組み

- ・建築物等は周辺の景観と調和するよう配慮するなど、地域特性を活かしたまちづくりに協力するほか、まちの景観に配慮した事業活動を行います。
- ・自然環境などに配慮した計画的な土地利用を推進します。
- ・環境影響評価に基づき、事業の実施による環境への負荷の回避、低減に努めます。

基本目標4

持続可能な資源循環システムが構築されているまち



【定量目標】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	1,046 g	838 g
リサイクル率	13.13%	31.3%
プラマークごみ (プラスチック製容器包装) 分別収集量	3,705 t	3,012 t
清掃・美化活動参加者数	26,434 人/年	

1 ごみの減量、リサイクル

市の取組み

◇ごみを出さないライフスタイルの推進

- ・ごみ処理施設見学会や学習会の開催、環境問題・リサイクル状況などの情報発信を通じ、知識を深める機会を創出することで、減量・再資源化について意識向上を図ります。
- ・ごみ分別アプリの普及促進など、情報技術を活用した分かりやすい情報発信を進めます。
- ・地域におけるごみの減量やリサイクルを進めるために、ごみ減量化推進員と連携し、分別指導や減量・再資源化についての啓発を進めます。
- ・人や環境に配慮し、リユース・リペアに取り組む店舗などの情報提供・発信や啓発出来る体制を検討します。
- ・「リユース」や「もったいない」を広く周知し、行動に移してもらうために、フリーマーケットやバザーを推奨し、情報提供出来る体制を検討します。

◇ごみの発生抑制

- ・ごみの減量化、再資源化に向けて「徳島市一般廃棄物処理基本計画」に基づく取り組みを推進するとともに、各家庭で簡単にできる減量策を紹介し、市民に実行してもらう「ごみ減量徳島市民大作戦」を推進します。
- ・家庭や事業所で眠っている不用品の有効利用を促進するため、「不用品活用銀行」の利用などの情報提供・発信を行います。

◇再資源化の推進

- ・町内会や子供会などが地域で行う資源ごみの回収運動を支援します。
- ・再生可能な紙類などの資源ごみの回収体制の充実を図ります。
- ・エコステーションなどの資源ごみの拠点回収について拡大・充実を図ります。
- ・ごみ減量化、リサイクルに積極的に取り組む事業者に対して表彰を行う制度などを検討します。

◇グリーン購入の推進

- ・購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷が小さい製品やサービスを購入するグリーン購入の普及に努めます。

◇食品ロス削減などへの対策

- ・宴会時での食べ残しを減らす「30・10 運動」や「3きり運動※」などを推進します。
※3きりとは、計画的な買物を心がけ食材は残さず使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水をきる「水きり」のこと。
- ・電動式生ごみ処理機や密閉式生ごみ処理容器の普及を促進し、家庭での生ごみの減量化・資源化を図ります。
- ・防災や食育、生産過程などもふまえた、食品ロスの実情や削減方法を広く周知し、生ごみの減量化を図ります。

市民の取組み

- ・無駄をなくした生活を常に意識し、無駄なものを購入しない努力をします。
- ・エコマークなどのエコラベルを参考に、環境にやさしい製品やサービスを選択します。
- ・食材は食べきれる量を購入し、調理方法等を工夫することで、食品ロスを減らします。
- ・外食や宴会時には食べ残しがないよう配慮し、おいしく食べきります。
- ・家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機を活用して堆肥化したり、十分に水切りをする等、生ごみの減量化やリサイクルに努めます。
- ・使い捨て商品の購入や使用を控えます。
- ・不用になったものの再利用について、修理やフリーマーケットの利用に努めます。

事業者の取組み

- ・事業に伴う廃棄物の減量を図るため、製造、梱包、輸送、販売の各段階における環境配慮に努めます。
- ・製品やサービスは環境に配慮したものを選び、グリーン購入に努めます。
- ・不用になったものの再利用や、他の業種との連携により、廃棄物を減らす取組みを検討します。

2 プラスチックごみ対策

市の取組み

◇プラスチックごみ削減の推進

- ・家庭から出るプラスチックごみの徹底した分別回収・再資源化を進めます。
- ・小学校、地区コミュニティセンターなどに食品トレイの回収箱を設置するとともに、その他の公共施設や民間施設にも協力を依頼するなど、回収拠点の拡大に努めます。
- ・ワンウェイプラスチックの利用削減や、プラスチック代替製品の利用を促進し、難しいものについては、再生プラスチックやバイオプラスチック製品の利用を進めます。

◇海洋プラスチックごみ対策

- ・ポイ捨て防止の啓発を図り、陸域からの散乱ごみの海への流出を抑制します。
- ・環境美化について啓発を実施するとともに、河川、海岸などでボランティア団体などが実施する清掃・美化活動について支援を行い、プラスチックごみの海への流出を抑制します。
- ・紙や生分解性プラスチックなどの海で分解される素材の利用を促進します。
- ・漁網や農業用プラスチックについては、使用後の回収、再利用を適切に実施するとともに、適切な管理方法について啓発を行います。

市民の取組み

- ・マイバッグやマイボトル等を活用し、使い捨てプラスチックの使用を控えます。
- ・ごみのポイ捨てはせず、身近でポイ捨てを発見したら拾ってごみ箱に入れるようにします。
- ・清掃活動などのボランティアに積極的に参加します。

事業者の取組み

- ・商品の過剰包装を控える等、プラスチック包材の使用量を減らしたサービス、商品づくりをします。
- ・プラスチック代替素材を使用したサービス、商品づくりをします。

3 安心できるごみ処理体制の確保

市の取組み

◇環境負荷の少ないごみ処理体制の構築

- ・中間処理施設の適正な維持管理により、ごみ処理の安全性を確保するとともに、搬入されたごみ処理の安定化・効率化に努めます。
- ・ごみの排出量に応じた費用を徴収するなど、公平な費用負担をごみの排出者に求めることを検討します。

◇適正処理の推進

- ・家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、収集職員が家庭ごとに戸口まで収集を行う「ふれあい収集」によるごみ出し支援を推進します。
- ・大規模な災害の発生時には、「徳島市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう体制の構築を進めます。
- ・事業系ごみの適正な分別・排出を促すほか、定期的に事業系ごみの中身を検査（展開検査）するなど監視を強化し、適正処理を図っていきます。
- ・不法投棄の未然防止のため、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、県や警察などの関係する行政機関や市民・事業者と連携し、対応に努めます。
- ・家電リサイクル法や資源循環利用促進法を考慮し、冷蔵庫などの家電やパソコンを適正に処理するよう指導するとともに、水銀を含む（含む可能性のある）乾電池や廃蛍光管などを適正に処理します。

市民の取組み

- ・不法投棄の防止に向け、徳島市ごみ減量化推進員を中心に、パトロールの実施など地域ぐるみで協力するとともに、不法投棄を発見した場合は行政や警察に通報します。
- ・乾電池や廃蛍光管の拠点回収の利用や、正確な分別や出し方のルールを遵守し、ごみや資源の適正な処理に努めます。

事業者の取組み

- ・廃棄物関連の法令、条例を遵守し、排出者の責任において適切に処理します。
- ・廃棄物の処理を委託する場合は、許可を受けた処理業者に適正な処理、リサイクルを委託します。また、産業廃棄物の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分まで責任を持って管理を行います。
- ・地域の一員として地域の清掃、美化活動に積極的に参加します。

基本目標5

次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

【定量目標】

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
環境に関する講座の開催回数	245回	
環境活動団体（NPO法人）数（累計）	62団体	
市内のEMS導入事業所数（累計）	136事業者	

1 環境教育・環境学習の充実

市の取組み

◇環境教育・環境学習の推進

- ・市民団体が行う環境学習会、講演会を支援します。
- ・「出前環境教室」を実施し、地域や学校で環境の啓発を図ります。
- ・環境教育、環境学習に必要な場や環境教材の提供などの支援を行います。
- ・SDGsについて学ぶ機会を提供し、SDGsの目標達成へ貢献します。

◇学校における環境教育、環境学習の推進

- ・新学校版環境 ISO の認証取得を促進することにより、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童・生徒を育成します。
- ・環境副読本を活用した環境教育の公開授業及び授業研究会を開催し、活用を推進するとともに、指導内容の検討や向上を図ります。
- ・環境教育に活用できるパンフレット等を充実させ、各学校に対し情報の提供、発信を行います。
- ・各学校は、地域の自然環境や社会環境を環境教育の教材として有効に利用します。

◇人材の育成、活用

- ・環境保全のための取組みを普及・啓発する市民（環境リーダー・子ども環境リーダー）の育成に努めます。
- ・環境リーダー、市民団体、事業者や教育機関と連携し、地域の環境保全活動や環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。

市民の取組み

- ・環境に関する市民講座や講演会等に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深めます。
- ・子どもが環境について学んだことを家庭で一緒に実践する等、子どもたちの環境活動を応援します。
- ・学校や地域における環境教育、環境学習を支援します。
- ・SDGs の目標達成のために学び考え、出来ることから取り組みます。

事業者の取組み

- ・従業員に対して環境教育を実施し、事業活動における環境保全意識の向上に努めます。
- ・環境保全活動に取り組む従業員を支援したり、環境に関する基金や団体等への資金援助や寄付に努めます。
- ・SDGs の理念について理解し、事業者として取り組みます。

2 環境保全活動の推進

市の取組み

◇活動の支援

- ・市民環境週間行事や各種イベントを通じて、環境にあまり興味のない無関心層を引き込み、環境配慮行動の促進、市民活動の活性化を推進します。
- ・事業者による環境保全活動に対し、より積極的で継続的な取組みが促進されるよう、必要な情報の提供等により、環境マネジメントシステム導入を支援します。
- ・環境保全活動に貢献している市民や市民団体、企業等について、県への推薦などにより顕彰するとともに、その取組み状況を市のホームページや広報紙等で紹介します。

◇活動の場の整備、提供

- ・NPO法人など市民活動団体の育成・支援を行うために設置した市民活力開発センターなどにおいて、環境活動の場の提供を進めます。
- ・地域における環境保全活動の拠点として、コミュニティセンターの活用を図ります。
- ・中間処理施設の整備にあたっては、環境啓発・学習機能を導入し、子どもから大人まで広く環境や資源循環、リサイクルに関する情報発信や交流・体験の場となるよう検討します。

◇環境保全活動のためのネットワークづくり

- ・さまざまな環境分野で活躍・活動している市民や市民団体の交流の場をつくります。
- ・持続可能な社会の構築に向けて地域から貢献していくために、環境以外の異なる活動分野の団体との横断的連携を図り、環境行動を促します。
- ・次世代を担う中高校生や大学生が環境について考え、語り合える場の設定を検討します。

市民の取組み

- ・地域で行われている環境保全活動に積極的に参加します。
- ・身近な環境問題について、家族や友人と話し合うことでお互いに環境意識を高めます。
- ・子どもが環境について学んだことを、家庭でも一緒に考えて実践します。
- ・市や事業者と協働して、環境保全活動に取り組みます。

事業者の取組み

- ・事業活動における環境への配慮に関する方針を作成する等、環境に配慮した経営を推進するとともに、従業員に対し、環境に配慮した行動の浸透を図ります。
- ・ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、自主的・主体的に環境保全活動を実施します。
- ・環境保全に関する国、県、市の施策や市民団体等が実施する取組みへの参加、協力するほか、関連企業と協力して環境保全活動を行います。
- ・環境に配慮して行った事業活動について情報公開します。

3 環境情報の充実、共有

市の取組み

◇環境情報の収集

- ・とくしまエコマネジメントシステムの運用により、庁内の各課が所有する環境関連施策情報を把握・集約し、管理を行い、計画的に推進します。
- ・地域の自然環境等について、市民参加による調査の実施や市民団体などとの連携により、現況の把握に努めます。
- ・市民団体や事業者との連携を強化し、環境学習や環境保全活動の優良事例などの実施状況を把握、収集する体制を整備します。

◇環境情報の提供、発信

- ・環境基本計画に掲げる、望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して積極的に取組みを進めていくため、様々な機会を通じて環境基本計画について周知を図ります。
- ・環境に関する情報を広報紙やホームページ、SNS等を用いて分かりやすく利用しやすい形で発信し、市民や事業者等の活動促進を図ります。
- ・市域における環境調査結果や環境施策の進捗状況などについて、年次報告書を作成し公表します。
- ・環境活動団体や事業者による環境への取組みを紹介したり、市域で実施される環境啓発イベントの周知に協力します。
- ・環境情報に対する意見の募集や意見交換により、よりよい情報の提供・発信に努めるとともに、今後の本市の施策の展開に役立てます。

市民の取組み

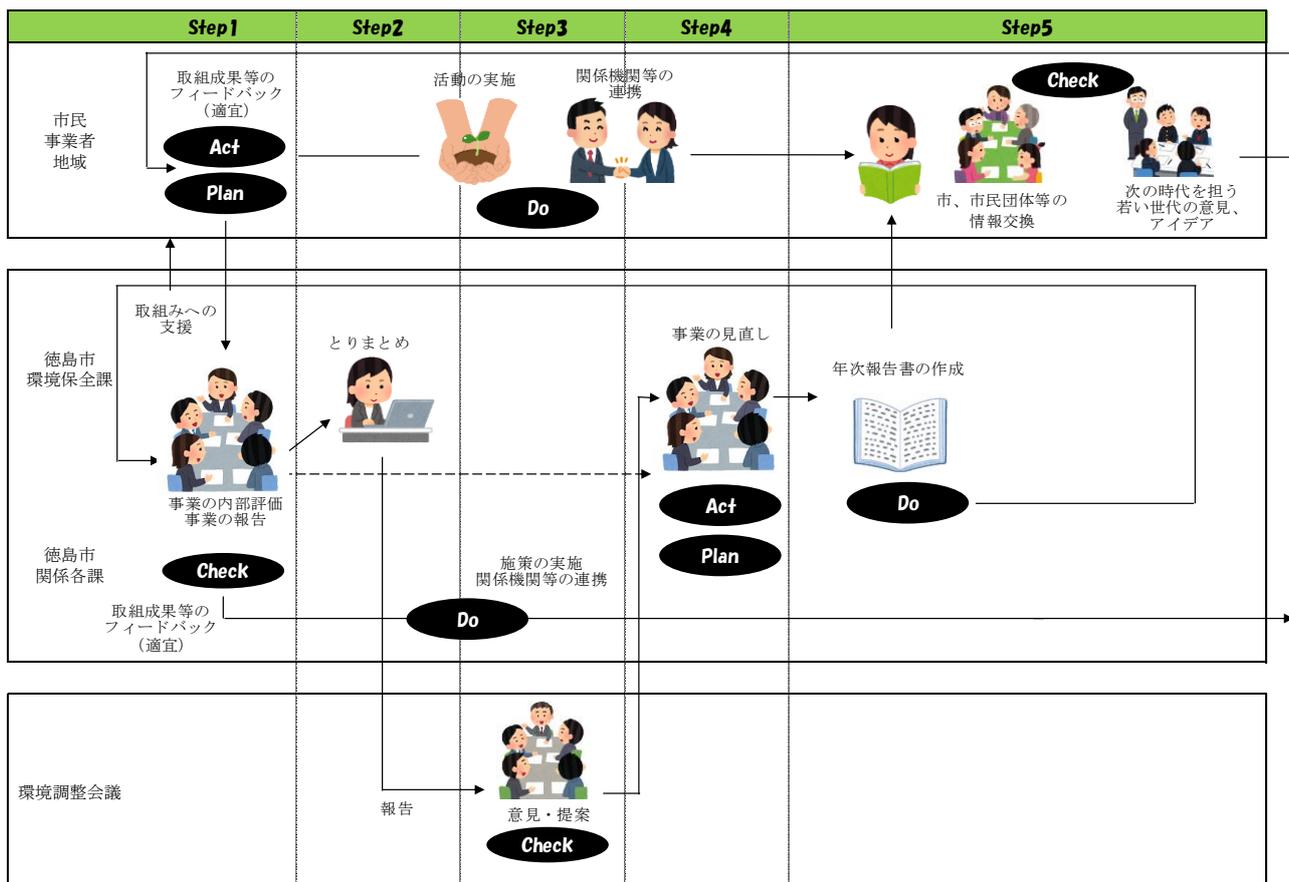
- ・身近な環境についての情報収集に努め、市や市民団体への情報提供に努めます。
- ・市や市民団体、事業者等や提供する情報を、環境教育・環境学習や環境保全活動に活用します。
- ・市や市民団体が実施する環境調査等に参加・協力をします。
- ・把握した環境情報を、町内会やコミュニティを通じて、広く伝えます。

事業者の取組み

- ・事業などに伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- ・市が提供する情報を活用し、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ・環境保全活動の実施状況、取り扱う製品の環境配慮状況などをホームページや環境報告書等で広く公表します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制



(1) 徳島市環境調整会議

本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議する組織として設置している「徳島市環境調整会議」（会長：第一副市长、委員：各部局の部長など）及び幹事会（会長：市民環境部長、幹事：各部局の副部長など）において、計画の円滑な推進と進行管理及び環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などを進めていきます。

(2) 環境保全活動に取組み市民、市民団体等との交流

環境保全活動に取り組む市民や市民団体等がより積極的に取り組めるよう、情報交換の場を提供します。また、計画に基づき市が実施する各種事業について、提案・意見の提出、取組みが実践できるようネットワークの強化を行い、本市が実施する施策がより実効性のあるものとなるようにします。

また、中学校や高等学校等の教育機関と連携し、次の時代を担う若い世代からの意見やアイデアを募ったり、環境について学んだ子どもたちから子どもたちへ、情報を発信する場を提供すること等により、若い世代が環境保全に係る課題を「自分ごと」として捉え、能動的に行動することができるよう働きかけを行います。

(3) 県、近隣市町村、大学などとの連携

計画を効果的に推進するため、県や近隣市町村、大学その他関係機関と連携しながら取組みを進めます。

2 計画の進行管理

(1) 環境基本計画の周知

環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して積極的に取組みを推進していくため、さまざまな機会を通じて、環境基本計画の目的、内容や推進体制などを広報紙やホームページ、SNS や概要版の配布などにより周知します。

(2) とくしまエコマネジメントシステムの運用

本計画に基づく施策の実施にあたっては、徳島市環境基本条例第 19 条の規定（環境管理の実施）に基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を繰り返す PDCA サイクルによるとくしまエコマネジメントシステムの運用により、年度ごとの実践目標の設定、実施状況の調査等を行い、内部監査等による点検・評価のうえ、改善を図ります。

(3) 他の行政計画との調整

本計画は、徳島市まちづくり総合ビジョンをはじめ、他の部門の関連計画と調整を図りながら推進します。

また、環境の状況や施策の実施状況を評価するための定量目標についても、他の行政計画との調整を図り、必要に応じて修正・追加を行います。

(4) 年次報告書の作成と公表

徳島市環境基本条例第 9 条の規定（環境の状況等の公表）に基づき、環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策の実施状況、点検・評価の結果などをまとめた年次報告書を作成し、公表します。

年次報告書は、本市ホームページにて全文を公開し、取組みの内容、公表したデータ等について市民や事業者の意見を募集します。

(5) 計画の見直し

社会経済情勢や環境問題の変化などにより、現時点で想定していない課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを実施します。

なお、個別の事業、施策については、とくしまエコマネジメントシステムの運用に基づき、適宜改善を行います。

参 考 資 料

参考資料 1 策定経過

参考資料 2 策定体制

参考資料 3 徳島市環境基本条例

参考資料 4 環境基準等

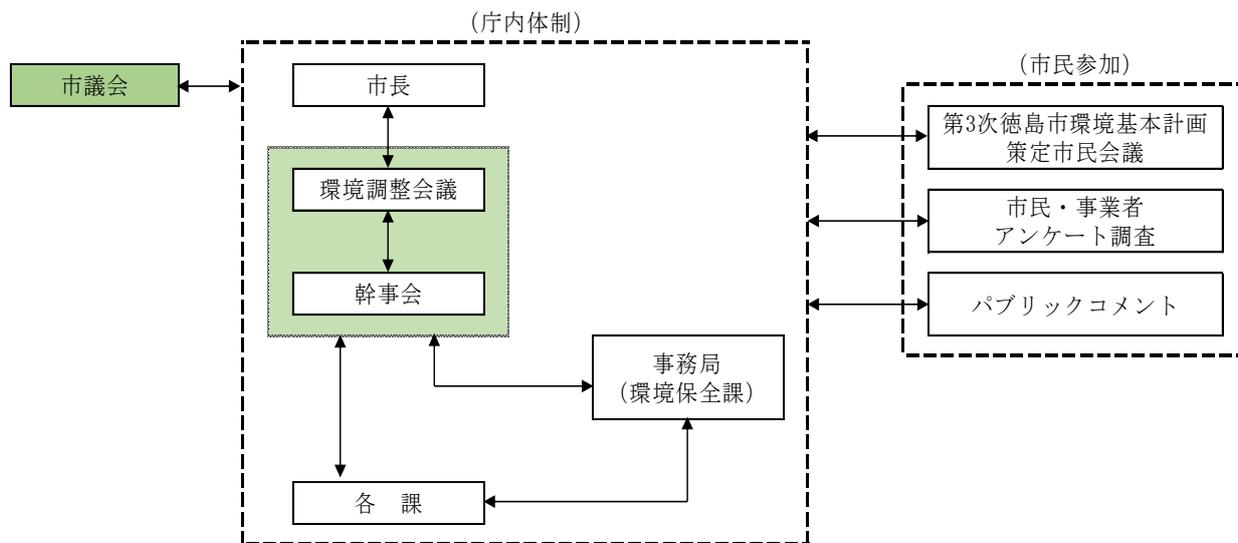
参考資料 5 用語解説

1 策定経過

令和元年	5月13日	第53回徳島市環境調整会議幹事会 ・第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画の策定について
	5月20日	第32回徳島市環境調整会議 ・第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画の策定について
	6月19日	第3次徳島市環境基本計画策定のための基礎調査 (～令和2年3月31日)
	9月1日	第3次徳島市環境基本計画策定のための市民会議委員に係る市民公募 (～9月13日)
	10月25日	第3次徳島市環境基本計画策定のためのアンケート調査(市民及び事業者) (～11月15日)
		第3次徳島市環境基本計画策定のための市民会議発会式(第1回会議) ・策定の基本事項 ・今後の進め方
	11月25日	第54回徳島市環境調整会議幹事会 ・第3次徳島市環境基本計画の策定状況について (作業経過、計画の構成、基本的事項)
		徳島市環境調整会議(書面送付) ・第3次徳島市環境基本計画の策定状況について (作業経過、計画の構成、基本的事項)
	12月5日	第3次徳島市環境基本計画策定のための環境関連施策調査(各課照会) (～12月24日)
令和2年	1月30日	第3次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第2回会議) ・徳島市の環境に関する特性と課題
	7月13日	第55回徳島市環境調整会議幹事会 ・第3次徳島市環境基本計画の策定状況について (作業経過、市民アンケート結果)
	7月20日	第33回徳島市環境調整会議 ・第3次徳島市環境基本計画の策定状況について (作業経過、市民アンケート結果)
	8月25日	第3次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第3回会議) ・地球温暖化対策推進計画 現状と課題 ・温暖化防止に向けた目標と取組み
	9月29日	第3次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第4回会議) ・望ましい環境の将来像 ・基本目標及び基本施策の展開 ・推進方法(推進体制、進行管理)

※令和2年9月30日現在まで

2 策定体制



1 第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画策定のための市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画（以下、「基本計画」という。）を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を求めるため、第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画策定のための市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 徳島市における環境問題についての現状と課題に関すること。
- (2) 徳島市における環境保全施策に関すること。
- (3) 徳島市における地球温暖化問題についての現状と課題に関すること。
- (4) 徳島市における地球温暖化対策に関すること。
- (5) その他、基本計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、環境問題に関し、学識経験を有する者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年度の基本計画策定までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は市民会議を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部環境保全課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

第3次徳島市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画策定のための市民会議 委員名簿

氏名	所属等	備考
あき 美恵子 安芸 美恵子	徳島市消費者協会 会長	
いなぎ としお 稲木 俊生	徳島市 eco リーダー会 代表	
おがさ やすひこ 小笠 恭彦	徳島商工会議所 専務理事	
かげやま しんおう 蔭山 真応	徳島県中小企業団体中央会 専務理事	副会長
かたやま ひろゆき 片山 博之	市民公募委員	
こうだ まこと 幸田 誠	四国電力株式会社 徳島支店 総務課 副長 (～令和2年2月29日)	
せんたに かずお 千谷 一夫	四国電力株式会社 徳島支店 総務課 副長 (令和2年3月1日～)	
こうづき やすのり 上月 康則	徳島大学 教授	会長
しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会 会長	
すみせ きみこ 角瀬 公子	徳島市小学校校長会 会長 (～令和2年3月31日)	
ふじおか ひでゆき 藤岡 秀行	徳島市小学校校長会 会長 (令和2年4月1日～)	
せと めぐみ 瀬戸 恵深	株式会社エフエムびざん 放送部 ディレクター	
もりもと てるみ 森本 輝実	市民公募委員	
やまぐち かつひさ 山口 克久	徳島地方気象台 調査官 (～令和2年8月27日)	
はんば やすのり 半場 康哲	徳島地方気象台 次長 (令和2年8月28日～)	

(五十音順、12名)

2 徳島市環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議するため、徳島市環境調整会議（以下「環境調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 徳島市エコオフィスプランの推進に関すること。
- (3) 環境基本条例に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (5) 地球温暖化対策推進計画に関すること。
- (6) その他、環境施策に関すること。
- (7) 環境行政の総合的調整及び推進に関すること。

(組織)

第3条 環境調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、第一副市長をもって充てる。

3 副会長は、第二副市長をもって充てる。

4 委員は、企画政策局長、各部の部長、危機管理局长、消防局长、上下水道局長、交通局长、病院局长、教育長、理事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、環境調整会議を総括する。

2 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代行する。

(幹事会)

第5条 環境調整会議に幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、所掌事項の調査研究及び調整等を行う。

3 幹事は、市民環境部長、企画政策局次長、行政管理総室長、各部の副部長、税務事務所長、福祉事務所長、子ども・子育て推進総室長、危機管理局次長、会計管理者、消防局次長、上下水道局次長、交通局次長、病院局次長及び教育次長をもって充てる。

4 幹事会は、市民環境部長が招集し、会議の議長となる。

5 市民環境部長が不在の場合は、あらかじめ指名された副部長がその職務を代行する。

(資料等の提出)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(意見の聴取)

第7条 会長等は、必要があると認めるときは、関係者に会議等への出席を求め、事案等については説明又は、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長等は、必要と認める事項があるときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 環境調整会議に関する庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

徳島市環境調整会議 委員名簿

	職 名	
会長	第一副市長	
副会長	第二副市長	
委員	企画政策局長	消防局長
	総務部長	上下水道局長
	財政部長	交通局長
	市民環境部長	病院局長
	保険福祉部長	教育長
	経済部長	議会事務局長
	都市整備部長	選挙管理委員会事務局長
	土木部長	監査事務局長
	危機管理局長	農業委員会事務局長

徳島市環境調整会議幹事会 委員名簿

	職 名	
会長	市民環境部長	
幹事	企画政策局次長	都市整備部副部長
	行政管理総室長	土木部副部長
	総務部副部長	危機管理局次長
	税務事務所長	消防局次長
	市民環境部副部長	会計管理者
	保健福祉部副部長	教育次長
	福祉事務所長	上下水道局次長
	子ども・子育て推進総室長	交通局次長
	経済部副部長	病院局次長

3 徳島市環境基本条例

平成 15 年 3 月 24 日 条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る指針(第 7 条)

第 2 節 環境基本計画(第 8 条・第 9 条)

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策等(第 10 条—第 25 条)

第 4 節 地球環境保全(第 26 条)

第 5 節 施策の推進体制の整備(第 27 条・第 28 条)

附則

四国三郎として全国に知られる吉野川の雄大な流れと眉山、城山などの緑豊かな自然に恵まれた私たちのまち徳島市は、阿波おどりや人形浄るりなどの独自の伝統文化を育み、東四国の拠点都市として発展を続けてきた。

しかし、発展を支えてきた都市の活動は、私たちに豊かな生活をもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出した結果、環境への負荷を著しく増大させ、地域の環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ役割を担っている。

私たちは、このような認識の下、環境の世紀である 21 世紀の主人公として、地球への思いやりを持ち、一人一人が協働して環境への負荷の低減に努める必要がある。

ここに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 環境を良好な水準に保ち、維持することをいう。

(2) 環境の創造 良好な環境が維持できるよう、又は健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるよう、より良い環境を創り出すことをいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの施策、事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、公害の防止、廃棄物の適正な処理、自然環境の保全その他環境の保全上の支障の防止のために必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること。

(2) 生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること。

(3) 人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用を推進し、地球環境保全に資すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年度、市域の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(事業等の立案及び実施における環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業等の立案及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造に配慮するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価への対応)

第11条 市長は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び徳島県環境影響評価条例(平成12年徳島県条例第26号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地からの意見を求められた場合には、環境基本計画との整合を図った上で意見を述べるものとする。

(規制等の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(河川等の水質の保全)

第13条 市は、河川等の水質を保全するために、水質の汚濁の原因となるおそれのあるものの低減その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するために、水辺地や緑地等の多様な自然環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全及び創造に当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第15条 市は、地域の環境の特性を生かした良好な景観を形成するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導の措置)

第16条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的な施設の整備等の推進)

第17条 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減のための交通施設(移動施設を含む。)等の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源を生かした快適な環境の創造に資するための公共的な施設の整備に努めるものとする。

(資源等の循環的な利用促進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の実施)

第19条 市は、その事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、自ら環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組む環境管理の実施に努めるものとする。

2 市は、事業者による前項の環境管理が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第20条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、事業者及び市民の自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実について必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民の自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者及び市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に資する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民環境週間)

第23条 事業者及び市民に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島市民環境週間を設ける。

2 徳島市民環境週間は、6月1日から1週間とする。

3 市は、徳島市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(調査及び研究)

第24条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測その他環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な事項の調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全

(地球環境保全)

第26条 市は、事業者及び市民と協働して地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5節 施策の推進体制の整備

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する市の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 8 条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

4 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(公共用水域) ※備考：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) (河川) ※湖沼を除く

累型	項目 利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

(海域)

(ア)

累型	項目 利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン抽 出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0～8.3	8以下	2以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利水目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2以下	0.02以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3以下	0.03以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6以下	0.05以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1以下	0.09以下

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1, 1, 1-トリクロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1, 2-ジクロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1, 1-ジクロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1, 2-ジクロエチレン	0.04mg/l以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下

(4) 水浴場の判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100ml)	油膜が 認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A	油膜が 認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 B	常時は油膜が 認められない	5mg/l以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	常時は油膜が 認められない	8mg/l以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適	1, 000 個/100mlを超える もの	常時油膜が 認められる	8mg/l超	50cm 未満

(5) 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
砒素	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。	ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。		

(6) 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

ア 騒音に係る環境基準

地域の類型		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C	
環境基準	昼間	6:00～22:00	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
	夜間	22:00～6:00	40 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下
	道路に面する地域	区 分		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	車線を有する道路に面する地域
		昼間	6:00～22:00	60 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下
		夜間	22:00～6:00	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値を適用します。 昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。				
指定地域	類型 AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域				
	類型 A	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域				
	類型 B	第 1・2 種住居地域、準住居地域				
	類型 C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域				

イ 自動車騒音の要請限度

区 分		a 区域		b 区域		c 区域
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線
昼間	6:00～22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
夜間	22:00～6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間：75 デシベル 夜間：70 デシベル						
区域区分	a 区域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域				
	b 区域	第 1・2 種住居地域、準住居地域				
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域				

ウ 道路交通振動の要請限度

区 分		第1種区域	第2種区域
昼 間	7:00～19:00	65 デシベル	70 デシベル
夜 間	19:00～ 7:00	60 デシベル	65 デシベル
区域区分	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
	第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

区分	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	1pg-TEQ/l以下 (年平均値)	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

(備考) 1 pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

2 TEQ (ティー・イー・キュー) : 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値

3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施する。

5 用語解説

【あ行】

○アスベスト（石綿）

熱や摩擦、酸やアルカリに強く切れにくい等、丈夫で変化しにくいという特性を持つ、天然の鉱物繊維。しかし、アスベストを吸引すると肺ガンや悪性中皮腫などの悪性疾患をはじめとした健康被害を引き起こすことが知られており、労働安全・大気汚染・廃棄物処理等の面から、現在日本では使用が制限されている。

○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として提唱されたライフスタイル。飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指す。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

○うちエコ診断

資格試験に合格した専門の診断士（うちエコ診断士）が各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を提案するサービスを提供することにより、受診家庭の効果的な CO₂ 排出削減行動に結びつけるもの。

○運輸部門

最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいう。

○エコアクション 21

環境省が作成した、主に中小企業を対象に省資源・省エネルギー、廃棄物削減、事故などによる環境リスクの未然防止を行う手順を定めた環境経営システム。

○エコドライブ

急加速や急減速、空ぶかしや無用なアイドリングを行わないなど、環境に配慮した運転を心がけること。

○エコファーマー

化学肥料や化学農薬を減らした環境にやさしい「持続性の高い農業生産」を実践し、知事に認定された農業者の愛称。

○汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のこと。

○温室効果ガス

大気中の二酸化炭素などは、太陽の光エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収するため、大気の温度を上昇させる作用を持っている。こうした気体を温室効果ガスという。本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で対象としている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質とする。

【か行】

○海洋プラスチック

ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器等のごみが、風や雨などにより河川や海に流れ込んでしまったもの。海洋プラスチックは時間が経つにつれ劣化し、次第に小さくなることでマイクロプラスチックとなる。海洋プラスチックは海洋の環境を汚染するだけでなく、海の生態系にも影響を与えるとされている。

○外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に持ち込まれて、本来の分布域を超えて生息または生育している生物。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、日本の従来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるものとして、環境省が指定している生物を特定外来種という。

○家庭部門

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門をいう。家庭部門においては、自家用車や公共交通機関の利用など、人の移動に利用したエネルギー源の消費はすべて運輸部門に計上する。

○環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うこと。

○環境家計簿

家庭で消費する電気、ガス、水道などのエネルギーのCO₂排出量を算出するもの。毎月、家庭でどれくらいCO₂を排出しているかデータを積み重ねることにより、省エネやCO₂の排出削減につなげることができる。

○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたとしても、すぐに健康に悪い影響が表れるものではない。

○環境負荷

徳島市環境基本条例では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。人間活動の結果としてもたらされ、直接あるいは集積、蓄積して様々な環境悪化を引き起こす、排出物質や自然の変革などのこと。

○環境マネジメントシステム

事業者が自らの環境保全の取組みの効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステム。代表的なものとして、国際規格である ISO14001 や、環境省が策定したエコアクション 21 などがある。

○気候変動

近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

○協働

市民、事業者、市といった立場や、時には利害関係の異なる主体が、環境問題等の課題に対し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、共通の認識を持って相互に協力、連携していくこと。

○業務部門

第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現する部門をいう。業務部門においては、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所外部での人の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上する。

○クールシェア、ウォームシェア

複数のエアコンの使用をやめ、なるべく一部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼や暖をシェアすることで、一人あたりのエネルギーを節約するという新しい省エネスタイルのこと。

○グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

○公害

環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下によって人の健康または生活環境に係る被害が生じていることとされている。

○公共用下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水処理施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

【さ行】

○再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる、再生可能なエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くず、がれき類など 20 種類の廃棄物。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

○産業部門

最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人、個人の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門のこと。産業部門においては、工場・事業所の内部のみで、人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上する。

○省エネ診断

第三者が建物やビルなどで利用されている空調設備、照明器具、受変電設備、制御整備などの稼働状況やエネルギー使用量などの調査を行い、各建物にあった省エネ手法を提案するもの。

○食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

○循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

○新学校版環境 ISO

学校における節電、ごみの分別、リサイクル活動に継続的に取り組むとともに、これらの取組みを地域に広げ、児童、生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させていくことを目的とした、学校と地域の連携で広げるエコプロジェクトのこと。

○スマートメーター

電力使用量を「見える化」するとともに、そのデータを家庭・事業所から電力会社に伝送するための装置。各家庭の消費電力や太陽光発電などによる発電量をリアルタイムに把握でき、電力消費者によるピークカットを可能とするインフラとして期待されている。

○生活排水

し尿、炊事、洗濯、入浴などの日常生活に伴って、河川などの公共水域に排出される汚水。

○生態系

地域に住むすべての生物とそれらを取り囲む環境をまとめて、そこで食物連鎖などに伴うさまざまな物質やエネルギーの流れによって複雑に結ばれた体系として捉えたもの。

○生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあるとされている。

○創エネ

再生可能エネルギーや家庭用燃料電池などを利用して、積極的に地産地消型エネルギーを創出すること。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの3種の物質の総称。主に廃棄物の不適切な焼却などが原因で非意図的に発生する物質で、発がん性や生殖毒性などが指摘されている。

○代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン）の代替品となるフロンのこと。代替フロンはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の100倍から1万倍以上の大きな温室効果があるため、排出の抑制が必要。

○太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方法のうち、太陽光を利用した発電方法のこと。太陽の光エネルギーを直接電気に変換し、電力として使用する。パワーコンディショナ、太陽電池モジュール、分電器等で構成される。

○太陽熱利用システム

太陽光を熱に変えて利用する技術。太陽光発電等と比較して、エネルギー変換効率が高い。給油や暖房だけでなく、冷房、プール加温、乾燥及び土壌殺菌等への幅広い分野での利用が可能。

○地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスが石油や石炭などの化石燃料の燃焼により大気中に排出され、地球の平均気温が上昇する現象のこと。

○地球温暖化対策計画

温暖化対策の推進に関する法律第9条に基づいて国が策定する計画であり、国連に提出した約束素案に掲げる中期目標達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や、国の施策を明らかにしている。2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けた地球温暖化に関する総合計画。

○地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項において位置付けられた地方自治体が策定する計画で、国の計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的施策を示している。

○地産地消

地域で生産されたものは、地域で消費する（使う）こと。輸送に伴う環境への負荷を抑制する効果がある。

○低公害車

窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素などの大気汚染物質の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、燃料電池自動車などがある。

○低炭素社会

地球温暖化からの脱却を図り、環境保全と経済社会の発展を実現するため、二酸化炭素の排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を図った社会のこと。

○適応策

気候変動の影響によって深刻化する、局地的な豪雨や洪水、渇水、土砂災害、熱中症や感染症による健康被害などに対し、防災対策や予防措置をとることでリスクの最小化を図ること。

○とくしまエコマネジメントシステム

ISO14001 で培った PDCA サイクルを基本としながら、本市が実施する環境保全施策をより効率的・効果的に推進することに重点を置いた徳島市独自の環境マネジメントシステムのこと。

○徳島市環境報告書

徳島市環境基本条例第9条に基づき、本市の環境の状況や環境基本計画の施策の進捗状況を公表するために策定する年次報告書。

○都市・生活型公害

従来の産業活動に起因する公害に対し、生活排水による河川の水質汚濁、自動車の騒音や排ガスによる大気汚染など都市化の進展、生活様式の変化等により環境への負荷が高まることによって起こる公害。

【は行】

○パークアンドライド

駅周辺に設置した駐車場に自動車を駐車し、そこから鉄道等の公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する、交通施策上の手法。

○バイオマスエネルギー

生物由来の再生可能な資源（バイオマス）から生み出された電気や熱などのエネルギー。CO₂の排出につながらず、適正に利用すれば枯渇の心配もないため、循環型社会の実現に有効とされる。

○パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2°C未満（努力目標1.5°C）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするもの。

○ヒートアイランド現象

都市部における空調機器の人口排熱、コンクリートの建物による蓄熱などが原因となり、その周辺の項外部に比べて高温を示す現象。夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬など住民の健康や生活、自然環境への影響が挙げられ、問題視されている。

○フロン類

炭化水素に塩素やフッ素などが結合した化合物で、燃えにくい、液化しやすい、人体に毒性がない等多くの利点があるため、エアコンや冷蔵庫の冷媒等の用途で活用されてきた物質。地上で放出されたフロンがオゾン層を破壊するため、オゾン層を破壊しない「代替フロン」への転換が進められたが、代替フロンは二酸化炭素と比較してはるかに大きな温室効果があるため、フロン類の環境中への排出抑制が新たな課題となっている。

【ま行】

○未利用エネルギー

従来は有効に利用されていなかったエネルギーのこと。工場や業務施設の廃熱など、回収・利用されていない熱エネルギーや、河川や海水などの温度差エネルギーなどがある。再生可能エネルギーを含めて未利用エネルギーと呼ばれることもある。

【や行】

○有害化学物質

環境を経由して、人の健康または動植物の生息、生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称。

【ら行】

○リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思疎通を図ること。リスクに関する相互理解を深めたり、信頼関係の構築につながる。

○リモートワーク

従業員がオフィスに出社することなく、オフィス以外の遠隔で業務を行うこと。感染症対策だけでなく、オフィスへの出勤頻度が減ることにより、交通混雑の緩和や排気ガスの削減等、温暖化対策にもなりうる。

【その他】

○BEMS

Building Energy Management System（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）の略で、ビルエネルギー管理システムのことを指す。電力使用量の見える化、機器の制御、デマンドピーク抑制の3つの機能がある。

○COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を、2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

○ESCO 事業

Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）の略。ESCO事業者が建物の持ち主に代わって、省エネ設備の投資を行い、節約できた光熱費をESCO事業者と建物の持ち主が分け合う。経費をかけずに省エネ改修を行うことができる。

○HEMS

Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略。家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況等を「見える化」し、エネルギー使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。エネルギーを数値として見える化することで、エネルギー消費に対する意識が高まり、家庭内の省エネやCO₂の排出削減につながる。

○ISO14001

国際標準化機構である ISO が発行した、環境マネジメントシステムに関する国際規格。企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。

○SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標 のこと。

環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っており、環境・経済・社会をめぐる複数の問題の総合的解決を目指す全世界の共通目標。2030年(令和12年)を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げている。

○PDCA サイクル

Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Act (改善) を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

○ZEH

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。住まいの断熱性、省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創出することにより、「住宅で年間に消費するエネルギー量」の収支をプラスマイナスゼロにする住宅のことを指す。